

勧告	説明図表番号
<p>(2) 科研費等の不正使用防止に係る体制整備の的確な把握及び指導監督の徹底</p> <p>ア 研究機関におけるガイドライン等の遵守の徹底</p> <p>ガイドラインでは、文部科学省等から配分される科研費等に係る配分先の全ての研究機関が資金等の適正な管理を行う上で実施すべき課題として、①機関内の責任体系の明確化、②適正な運営・管理の基盤となる環境の整備、③不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施、④研究費の適正な運営・管理活動、⑤情報の伝達を確保する体制の確立、⑥モニタリングの在り方が示されている。</p> <p>また、資金を配分する文部科学省等は、各研究機関における①から⑥までの課題の実施状況について、毎年度1回書面による報告を受け、ガイドラインとの整合性について確認し分析・評価するとともに、ガイドラインに基づく現地調査による実態把握を行い、これにより把握した研究機関の体制整備等の状況に係る問題点を指摘することとされ、当該機関は、文部科学省等と協議の上改善計画を作成・実行することとされている。</p> <p>さらに、文部科学省等は、改善計画が履行されないなど体制整備等の問題点が解消されない場合、有識者による検討結果を踏まえて、管理条件の付与、研究機関名の公表、一部経費の制限（間接経費の削減等）、配分の停止といった是正措置を講ずることとされている。</p> <p>今回、当省が調査対象61大学におけるガイドライン等に基づく体制整備の実施状況を調査した結果、次のとおり、依然として体制整備が図られていないもの、又は形式的に体制等は整えられているものの、実効性の観点から不十分なものがみられた。</p> <p>(7) 不正防止計画の策定状況とその実効性の確保状況</p> <p>ガイドラインでは、研究機関が、その全体における科研費等の適切な管理の下で、自己管理体制を強化するため、不正防止計画（研究機関自らが不正発生の要因を把握、整理し、体系的に評価し取組にフィードバックさせるためのもの）を策定することとされており、文部科学省は、同計画は研究機関における不正防止の取組において極めて重要な位置付けになるものであるとしている。</p> <p>a 不正防止計画の策定状況</p> <p>ガイドラインが示されてから平成25年3月現在で6年以上経過しているにもかかわらず、未だに不正防止計画を策定していな</p>	<p>図表 I-2-② (再掲)</p>

<p>い大学が調査した 61 大学中 8 大学みられた。</p> <p>これらの 8 大学では、未策定の理由について、①過去に不正使用事例がなく不正発生要因の把握などが難しいため（2 大学）、②組織の体制が弱い弱で策定する余裕がないため（2 大学）、③計画策定以外の不正防止に係る各種取組は既に実施しているため（2 大学）等としており、不正防止計画策定の重要性が十分認識されていない状況となっている。</p>	<p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-①</p>
<p>b 不正防止計画の実効性の確保状況</p> <p>不正防止計画は、表面的かつ形式的なものとならないように不正発生要因を把握し、適切かつ実効性のあるものであることが必要であるとされている。また、不正防止計画推進部署は、同部署の責任の下に計画の推進に当たり、計画の実施状況を把握することが必要とされている。</p> <p>しかし、調査した 61 大学の中には、不正防止計画を策定するに当たり、①不正発生要因を把握、整理、評価せず表面的かつ形式的に策定したとしているもの（4 大学）、②不正防止計画推進部署の責任体制が規程により明確となっていないもの等（3 大学）、③不正防止計画の実施状況を把握していないもの（9 大学）がみられた。</p> <p>また、不正防止計画の実効性の確保に問題が認められるものや、不正防止計画から逸脱した行為が放置されているものがみられた（2 大学 2 事例）。</p> <p>さらに、不正防止計画を不正事例とその要因分析を行って作成したとしているものの、その発生要因と要因分析が不十分なため、不正を防止できなかったと考えられるものがみられた（1 大学 1 事例）。</p>	<p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-②</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-③</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-④</p> <p>事例表Ⅱ-1-(2)-ア-①、②</p> <p>事例表Ⅱ-1-(2)-ア-③</p>
<p>(4) 関係者の意識向上の徹底</p> <p>これまで発生した不正使用事例の中には、関係者の意識の低さや各種ルールへの理解不足が発生要因の一つとなっているものも多くみられる。このため、不正防止の環境を整備する上で、関係者の意識を向上させ、また、不正防止に関する各種ルールの理解を研究機関内外の関係者に浸透させることを目的とする恒常的取組が、科研費等の運営・管理を適切に行うための重要な前提条件となっている。</p> <p>こうしたことから、ガイドラインでは、関係者の意識向上及び関係者へのルールの浸透のため、研究機関として研究者及び事務職員の行動規範を策定することとしているとともに、ガイドライン中の</p>	

<p>「実施事項の例」において、研究者や事務職員に対する研修を行い、同行動規範や各種ルールの周知・徹底を図ることが例示されている。また、研究機関使用ルールにおいても、「補助金の不正な使用を防止するため、研究者及び事務職員を対象として、研修会・説明会を積極的・定期的を実施すること」とされている。</p> <p>このように、関係者のルールの理解の促進を図り、責任意識が低下することのないように意識向上の継続的な取組を行っていくことが重要である。</p> <p>今回、61 大学における①研究者及び事務職員の行動規範の策定状況、②意識向上・ルール等の浸透を図るための具体的方策としての研修・説明会の関係者の受講状況、③ルールの理解度の把握及び把握結果の不正防止対策へのフィードバック状況を調査した結果、次のとおりの不十分な状況がみられた。</p> <p>a 研究者及び事務職員の行動規範の策定状況</p> <p>61 大学のうち、2 大学は、研究者及び事務職員の行動規範を策定しておらず、この理由については、策定の必要性を検討していなかったためとしている。</p> <p>また、研究者及び事務職員の行動規範を策定しているとした 59 大学におけるそれぞれの内容をみると、科研費等の適正使用に係る具体的な記述がないものが 8 大学あり、このうち 6 大学は、既存の就業規則や倫理規程をもって研究者と事務職員の行動規範としていた。このほか、科研費等の適正な使用に係る具体的な記述はあるものの、対象が研究者のみとなっているものが 11 大学あった。</p> <p>b 研修・説明会の実施、参加状況等</p> <p>61 大学における平成 23 年度の研修・説明会の実施状況についてみたところ、全ての大学において、科研費等の不正使用防止に関する説明会が定期（年 1 回以上）に実施されており、研修・説明会以外の取組（教授会における不正使用事例の紹介、学内向け研究費使用マニュアルの配布等）と併せて、意識向上のための取組がなされていた。</p> <p>また、科研費等の不正使用防止に関する説明は、科研費等の制度や使用ルールの説明を中心とした研修・説明会の中で実施されるケースや、科研費等の不正使用防止に関する意識向上を中心とした研修・説明会として実施されるケースがあり、61 大学中 21</p>	<p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑤</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑥</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑦</p>
---	--

大学において、科研費等の不正使用防止に関する意識向上を中心とした研修・説明会が実施されていた。

(a) 科研費等の交付内定者等に対する研修・説明会の実施・参加状況

実際に科研費等を使用する研究者が、意識を向上させルールの理解を深めることは、不正使用防止のために重要であり、ガイドライン中の「実施事項の例」では、「研修は、対象者本人の出席を義務付ける形で実施」することとされている。

61 大学のうち、平成 23 年度において、科研費等の交付内定者等（研究代表者や研究分担者）に対し、不正使用防止に関する説明を含む研究費の使用ルールや手続について説明会や研修を実施したものは 23 大学であった。この 23 大学のうち受講率を把握している 22 大学の研究者の受講率平均は 63.8%であり、受講率が 50%以下となっているものが 6 大学みられた。

また、この 22 大学のうち科研費等の交付内定者等に対し受講義務を課しているものは 11 大学、課していないものは 11 大学となっていた。

受講義務を課している 11 大学の受講率は 35.6~100.0%（平均 70.3%）となっている一方、受講義務を課していない 11 大学の受講率は 15.8~92.2%（平均 57.4%）と、受講義務を課している大学の方が平均で 12.9%高くなっているものの、受講義務を課している 11 大学の中でも、50%以下の受講率となっているものが 2 大学みられた。

なお、平成 23 年度には受講義務を課していない 12 大学のうち 1 大学においては、24 年度から受講義務を課し、欠席者には WEB 動画又は DVD を閲覧することを義務付け、閲覧後には閲覧票の提出を求め、欠席者全員が閲覧するよう担保措置を講じている。

(b) 説明会や研修等の受講を科研費等の応募要件としているもの

61 大学のうち、調査時点（平成 25 年 3 月）において説明会や研修等の受講を科研費等の応募要件としている大学は 3 大学のみであった。

なお、科研費以外の競争的資金の配分機関の対応として、独立行政法人科学技術振興機構は、戦略的創造研究推進事業（新技術シーズ創出）募集要項において、平成 25 年度からの全ての新規採択研究について、参加する研究者等に対し公的研究費の

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑧

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑨

事例表Ⅱ-1-(2)-ア-④

不正使用防止に関する項目を含む倫理研修の受講を義務付けており、受講していない場合は受講が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがあるとしている。

c ルールの理解度の把握及び対策へのフィードバック状況

ガイドラインでは、「研究者及び事務職員が機関の定めている行動規範や競争的資金等のルールをどの程度理解しているか確認する」とされており、不正使用防止の観点からは、研究機関が科研費等の使用ルール等の理解度の把握を定期的に行い、フィードバックしていくことが重要である。61 大学のうち、平成 19 年度以降に、行動規範や使用ルール等について、研究者や事務職員に対しアンケート調査等を実施しているものは 29 大学（うち E-ラーニング研修を通じて実施しているものが 2 大学）にとどまり、未実施の大学が 32 大学みられた。

また、アンケート調査等を実施している 29 大学の内訳は、全研究者・事務職員に対して実施しているものが 13 大学（うち E-ラーニング研修を通じて実施しているものが 2 大学）、科研費等の交付を受けている者に実施しているものが 8 大学、説明会等の参加者に対し実施しているものが 8 大学であった。

さらに、アンケート調査等の結果を不正使用防止対策のための各種ルール等の改訂、次年度以降の説明会等の内容の見直し、理解度の低かったルールの周知方法の改善等に活用しているものは 21 大学となっており、未活用の大学が 8 大学あり、アンケート調査等を実施している大学においてもその結果が十分に活用されていない状況がみられた。

図表 II-1-(2)-ア-⑩

図表 II-1-(2)-ア-⑪

(ウ) 不正が発生した場合の対応の明確化

a 研究者等の不正が発生した場合の対応

研究機関使用ルールにおいては、科研費の不正な使用が明らかになった場合（不正な使用が行われた疑いのある場合を含む。）には、研究機関は速やかに調査を実施し、その結果を文部科学省又は学術振興会に報告することとされている。また、ガイドラインにおいては、研究機関は不正事案の公表に関する手続をあらかじめ定め、調査の結果、不正が確認された場合は事案を公表することとされている。

しかし、61 大学における科研費等の不正な使用への対応状況についてみたところ、全ての大学において、規程に基づき、不正な使用について調査委員会等を設置して調査することとしている

<p>が、不正使用が発生した場合における公表基準を策定していないものが20大学あった。</p>	<p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑫</p>
<p>b 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針の策定</p> <p>ガイドラインでは、研究者と業者との癒着の発生を防止・牽制する観点から、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定めることとされている。</p> <p>また、平成24年度の科研費の公募要領においても、預け金に関与した取引業者に対しては取引を停止するなどの厳格な対応を徹底することが必要とされている。</p>	
<p>(a) 業者への取引停止等の処分方針の策定状況</p> <p>上記にもかかわらず、61大学のうち、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定めていないものが4大学みられた。</p> <p>この理由について、これら4大学では、不正が発生した場合は、個別に対応を決定することとしているため(3大学)、事務局の体制がぜい弱であり策定する余裕がないため(1大学)としている。しかし、文部科学省においては、前例がないので事象が起きてから個別に対応することとしている大学は、改善・検討が必要なものであるとしており、これらの大学の対応は不十分なものと考えられる。</p> <p>なお、これら4大学のうち1大学では、研究費(学内予算)について平成22年7月から23年8月までの間に3件の業者への預け金等の不正が発覚しているが、業者への処分は行われていなかった。</p>	<p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑬</p> <p>事例表Ⅱ-1-(2)-ア-⑤</p>
<p>(b) 取引停止処分の期間に係る基準の策定状況</p> <p>取引停止等の処分方針を策定している57大学における規定内容を比較したところ、業者への取引停止期間のペナルティまで具体的に定めているものが31大学と約6割となっている一方、取引停止期間の量定について定めていないものが26大学みられた。</p>	<p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑭</p>
<p>(c) 取引業者に対する取引停止の情報共有</p> <p>取引業者に対する取引停止等の処分情報について、国立大学法人については文部科学省経由で情報共有がなされているものの、国立大学法人、公立大学法人及び私立大学を含めた情報共</p>	

<p>有はなされていない。このため、国立・公立・私立相互間の情報共有を拡大してほしいという要望が14大学(国立3大学、公立1大学、私立10大学)において聴かれた。</p>	<p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑮</p>
<p>(I) 通報窓口、相談窓口の設置状況</p> <p>61大学における内部通報窓口の設置状況、相談窓口の設置状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>a 通報窓口の設置状況等</p> <p>ガイドラインにおいては、情報が的確に伝達される体制の構築として、①機関内外からの通報窓口を設置すること、②通報窓口の仕組みについて周知すること、③通報者を保護すること等とされている。しかし、61大学では、全ての大学において通報窓口を設置しているが、次のとおり通報者が限定され、また、通報に基づく調査体制が未整備となっている等の状況がみられた。</p> <p>① 通報者について業者を含めていないもの(2大学)</p> <p>② 通報窓口の周知状況等について、i) 口頭のみで周知しているもの(2大学)、ii) ホームページにおける連絡先の記載が不十分なもの(5大学)、iii) サイトマップがないため通報窓口についての情報が迅速に閲覧できないもの(1大学)、iv) 不正使用が発生しているにもかかわらず、通報窓口への通報はなく窓口が十分に機能しているとはいえないもの(1大学)</p> <p>③ 通報に基づき設置される調査委員会等の体制が整備されていないもの(3大学)、不正に係る調査の体制に係る規程が策定されていないもの(4大学)</p> <p>④ 通報窓口の運用に係る規程を整備していないもの(1大学)</p> <p>また、61大学のうち匿名による通報を認めていないとしている16大学において、①通報内容を精査して、信ぴょう性がある場合、匿名であっても調査を実施するものが14大学ある一方、②匿名通報を認めていないため、調査ができない等としているものが2大学あった。</p> <p>b 相談窓口の設置状況等</p> <p>ガイドラインにおいては、機関内外からの科研費等の使用に関するルール等についての相談窓口を設けるとともに、その仕組みについて公表することとされている。しかし、61大学全てにおいて相談窓口を設置しているが、次のとおり、相談窓口の周知等が</p>	<p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑯、⑰、⑱、⑳</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉑</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉒</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉓</p>

<p>不十分なものがみられた。</p> <p>① 相談窓口の周知は、ホームページ、ガイドブック、説明会資料等の手段により行っているが、業者からの相談を対象としていないもの（4大学）</p> <p>② 相談窓口の仕組みの周知に当たり、ホームページ等に相談内容に関するFAQが掲載されていれば、研究者等の利便向上に寄与すると考えられるが、これがなされていないもの（19大学）</p>	<p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-②④</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-②⑤</p>
<p>(オ) 内部監査の実施状況</p> <p>61 大学における内部監査の実施状況を調査した結果、次のとおり、内部監査に係る規程の整備が不十分、通常監査又は特別監査が未実施等の状況がみられた。</p> <p>a 内部監査体制の整備状況</p> <p>(a) 内部監査規程の整備状況</p> <p>61 大学における内部監査規程の整備状況をみると、①監査の実実施計画を作成し、一般監査、退職前監査、科学研究費補助金監査及び外部監査を実施しているが、規程を定めていないもの（1大学）、②毎年度業務監査実施要項(案)を作成し、内部監査を実施しているが規程を定めていないもの（1大学）がみられた。</p> <p>(b) 専門知識を有する者の配置状況</p> <p>ガイドラインでは、「高い専門性を備え、機関の運営を全体的な視点から考察できる人材を配置すること」とされているほか、ガイドライン中の「実施事項の例」として、「内部監査部門には、会計・法務等の専門的な知識を有する者のほか、研究活動の実情に精通した者を配置する」ことが挙げられている。</p> <p>61 大学における専門知識を有する者の配置状況についてみると、①公認会計士など会計・法務等の専門的な知識を有する者を配置しているものが4大学、②研究者など研究活動の実情に精通した者を配置しているものが4大学となっていた。</p> <p>b 平成23年度における科研費内部監査の実施状況</p> <p>(a) 内部監査の実施状況</p> <p>研究機関使用ルールでは、「毎年、ガイドラインを踏まえ、各研究機関の実情に応じて抽出した補助事業について、監査を実施」することとされており、また、「実施する監査の一部に</p>	<p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-②⑥</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-②⑦</p>

<p>については、書類上の調査に止まらず、実際の補助金使用状況や納品の状況等の事実関係の厳密な確認などを含めた徹底的なものとする。」とされている。</p> <p>61 大学における平成 23 年度の通常監査（注 1）及び特別監査（注 2）の実施状況をみると、1 大学において通常監査及び特別監査が実施されておらず、4 大学において特別監査が実施されていなかった。</p> <p>（注）1 研究機関の所属研究者が研究代表者として科研費の交付を受けている研究課題数のおおむね 10%以上を対象とし、書面による調査を行うもの。</p> <p>2 通常監査を行う補助事業のうちおおむね 10%以上を対象とし、書類上の調査にとどまらず、実際の科研費使用状況や納品の状況等、事実関係の厳密な確認などを含めた徹底的な調査を行うもの。</p> <p>このことについて、通常監査及び特別監査を実施していない 1 大学は、「研究費に係る内部監査は、平成 24 年度に実施したが、監査員の日程が合わず、2、3 年に 1 回程度の実施となっている。」としている。</p> <p>また、特別監査を実施していない 4 大学は、未実施の理由として、①内部監査担当者が研究機関使用ルールの内容を承知しておらず、前任者から引継ぎを受けたことのみを前例踏襲で実施していたこと（1 大学）、②ほぼ毎年度、学内の組織体制の変更があり、科研費の担当課もこれに合わせて毎年度変更されていること（1 大学）、③通常監査において特別監査で行うこととされている徹底的な監査（実地における実態確認含む。）を行っていること（2 大学）を挙げている。</p>	<p>図表Ⅱ-1-(2)-ア -⑳</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-ア -㉑</p>
<p>(b) 内部監査対象課題の抽出課題数</p> <p>研究機関使用ルールにおいては、通常監査対象としては研究課題数全体のおおむね 10%以上が望ましいとされている。しかし、これを満たしていないものが 61 大学のうち 1 大学においてみられた。</p>	<p>図表Ⅱ-1-(2)-ア -㉒（再掲）</p>
<p>(c) 内部監査対象課題の抽出方法</p> <p>ガイドラインにおいては、「不正防止計画推進部署との連携を強化し、不正発生要因に応じた内部監査を実施する」とこととされている。</p> <p>しかし、61 大学のうち平成 23 年度に通常監査を実施している 60 大学について内部監査対象課題の抽出方法をみると、36 大学では、①金額の大きい課題、②取引業者の偏りがある課題、</p>	<p>図表Ⅱ-1-(2)-ア -㉓</p>

<p>③旅費、謝金が多い課題、④支出が年度末に偏っている課題等 を作為的に抽出しているものの、24 大学では、無作為抽出で課 題を選定しており、不正発生リスクを考慮した課題抽出を行っ ていなかった。</p> <p>(d) 内部監査における監査手法の導入状況 ガイドラインにおいては、「会計書類の形式的要件等の財務 情報に対するチェックのほか、体制の不備の検証を実施」する こととされている。 61 大学の平成 23 年度の内部監査における監査手法をみると、 通常監査を実施していない 1 大学を除く全ての大学において、 形式的な書類の確認は実施している。 また、その他の取組として、①物品・備品等の使用・管理状 況の実査を実施しているものが 53 大学、②謝金の実態確認を実 施しているものが 29 大学、③取引業者が保管している資料との 突合等を実施しているものが 27 大学、④旅費の実態確認を実 施しているものが 22 大学となっていた。</p> <p>(e) 内部監査によって不正使用事例が発見・指摘された事例 61 大学において、大学の調査等により事実を確認できたとし ている研究費等に係る不正使用事例 68 事例（24 大学）につい て、発覚した端緒をみると、内部監査を発端とした事例は 1 件 のみ（1 大学）であった。なおこれら 68 件の大半は外部機関（会 計検査院、税務署等）による反面調査（調査対象研究機関の取 引業者等に対して実施される調査）又は「研究機関における科 研費等の適正な執行等のための取組の徹底について（通知）」 に基づいて各研究機関により実施された調査を端緒として発覚 した事例であった。</p> <p>(f) 内部監査の指摘状況 通常監査を実施していない 1 大学を除く 60 大学における内 部監査の指摘状況をみたところ、指摘がなされたものが 41 大 学、指摘がなされなかったものが 19 大学となっていた。また、 指摘がなされた 41 大学のうち、2 大学において、指摘事項につ いて改善されていないなどの事例があった。</p> <p>(g) 取組事項の外部への公表の推進 ガイドラインでは、競争的資金等の使用についてのルール等に関</p>	<p>図表Ⅱ-1-(2)-ア -⑳</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-ア -㉑ 事例表Ⅱ-1-(2)- ア-⑥</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-ア -㉒ 事例表Ⅱ-1-(2)- ア-⑦</p>
---	---

する理解を機関内に浸透させること、機関内外からの情報が適切に伝達される体制を構築することが競争的資金等の運営・管理を適切に行うために重要であるとの認識から、①機関内の責任体系、②競争的資金等の使用に関するルール等について機関内外からの相談を受け付ける窓口、③機関内外からの通報（告発）の窓口、④競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針及び意思決定手続について、外部に公表することとされている。

今回、当省では、ガイドラインに基づく上記①から④（注）に係る7項目について、平成23年度に科研費の配分を受けている全703大学（短期大学を除く。）のホームページにおける公表状況を確認した。

（注） 「④競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針及び決定手続」については、これに該当すると考えられる次の4事項の公表状況を確認した。

- i) 研究者及び事務職員の行動規範、
- ii) 不正防止計画、
- iii) 不正使用に係る調査の手続等に係る規程、
- iv) 不正な取引に関与した業者への取引停止等処分方針

その結果、7項目全てを公表していないものが185大学（26.3%）みられ、これらの大学における平成23年度の科研費の直接経費配分額は計36億9,000万円（採択件数2,546件）となっていた（最多の大学で5億3,000万円（313件）、最少の大学で10万円（1件））。

なお、これら185大学のうち、採択件数が5件以下かつ直接経費配分額が1,000万円以下の小規模な研究機関（注）を除く99大学の採択件数の平均は23件、直接経費配分額の平均は3,495万円となっていた。

（注） 文部科学省は、「ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況報告」（平成21年5月）において、競争的資金等の配分は受けているが5件以下かつ1,000万円以下の研究機関を「小規模な研究機関」としている。

7項目のうち、いずれかの項目を公表していないものでみると703大学中610大学（86.8%）となっており、8割以上の大学において公表に係る対応が不十分な状況となっていた。

また、調査した61大学において7項目のいずれかの項目を公表していないものは27大学あった。これら27大学では、この理由として、①公表の必要性について検討していなかったため（3大学）、②公表に係る具体的な方針がないため（4大学）、③規則・規程以外のものは公表しないこととしているため（3大学）、④未公表の事項については、当面、学外へ公表する必要はないと判断したため（13大学）、⑤研究者・関係者に分かりやすく取りまとめて公表することを目標にしているが、日常業務に追われてこれができているため（1

図表Ⅱ-1-(2)-ア
-③④

図表Ⅱ-1-(2)-ア
-③⑤、③⑥

大学)等としており、総じて公表に対する意識が低いものと考えられる。

(キ) 大学におけるガイドラインに係る遵守状況の把握の徹底

文部科学省は、ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況を把握するため、毎年、大学等研究機関から、体制整備等自己評価チェックリスト(以下「チェックリスト」という。)による報告を求めている。

しかし、大学におけるガイドラインの遵守状況に係る上記の調査結果のうち、例えば、①不正防止計画策定に当たって不正発生要因が未把握となっている、②不正防止計画の実施状況が未把握となっている、③研究者及び事務職員の行動規範が未策定となっている、④不正な取引に関与した業者への取引停止等処分方針が未策定となっている、⑤ガイドラインに基づく取組事項が外部へ未公表となっているといった状況については、チェックリストに直接、該当するチェック項目がないため、文部科学省はこれらを把握しにくい状況となっていた。

なお、文部科学省は、ガイドラインに基づく体制整備等の基本的事項を継続して把握しフォローアップするために、平成25年度分のチェックリストから、別途、補足調査票を追加しているが、これによっても①、②、③及び⑤については、把握しにくい状況となっている。

イ 文部科学省等による指導監督及び処分の厳格化

(7) ガイドラインに基づく現地調査等

文部科学省では、ガイドラインに基づき、研究機関における体制整備等の実施状況について、毎年度1回報告を受け確認することとしている。

また、資金配分額の多い研究機関を中心に毎年度約60機関を抽出して現地調査を行い、①不正防止計画の推進を担当する部署が設置されているか、②発注・検収業務について当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムが構築・運営されているかなどについて現地調査(以下「ガイドライン現地調査」という。)を行っている。ガイドライン現地調査の結果、これらに係る取組が不適切・不十分である場合は、研究機関に対し、問題点を指摘し改善計画を作成させ、改善計画を履行していないなどの場合には、経費減額等の是正措置を講ずるなどの指導を行うこととしている。

上記のガイドラインに基づく各研究機関における取組の実施状況

報告については、①これまでの実施状況報告書では、どのように不正防止のリスクが低減されているのか、体制が有効に機能しているのか等の取組の実効性を把握することが困難である、②研究機関が体制整備状況等を一定期間ごとに評価し、それを見直すこととした場合、自機関の不正防止の取組がどの程度まで達成されているのか等についての基準が明確でなければ、不正防止に対する進捗度も計ることができず、改善に向けた明確な目標設定が行いづらいなどの問題点があった。このため、平成22年12月からは、科研費等の管理・監査に係る体制整備状況について、研究機関自らがガイドラインの主な事項ごとに成熟度について自己評価を行うチェックリストが導入され、チェックリストによる評価・報告に改められている（平成23年度の提出機関：1,891機関）。

これ以降、ガイドライン現地調査は、チェックリストの評点の高い研究機関及び低い研究機関から約60機関が選定され、主にチェックリスト全20項目に係る評点とその判断理由、低い評点となっている場合の理由等の確認が行われている。

(イ) 科研費実地検査

文部科学省及び学術振興会では、配分機関として科研費の不正使用の防止及び適正な執行の徹底を図るため、研究者使用ルール及び研究機関使用ルールを定め、その周知徹底を図っている。また、毎年度、研究機関における経費管理・監査の実施状況について、①チェックリストの評点の高い機関又は低い機関、②国公立別、③学部のバランス、④配分実績、⑤過去における不正事案の発生の有無、⑥公的研究費の適正な管理に関する有識者会議における示唆等に基づき抽出した約60機関に対し、科研費実地検査を実施している。

科研費実地検査は、経費の執行状況や研究機関における経費管理状況について、研究機関に事前に作成・提出させた実地検査票に基づきヒアリングを行い、改善すべき事項がある場合は、口頭による助言を行うとしている。

(ウ) 指導監督の実効性の確保

今回、当省が61大学に対する文部科学省及び学術振興会による指導監督の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

a ガイドライン現地調査における指導状況

文部科学省によると、ガイドライン現地調査に伴い、調査対象機関に対し、問題点を指摘し、改善計画を作成させたことや文書

<p>による指導を行った実績はないとしている。また、同省は、口頭による指摘は行っているとしているが、この指摘事実、指摘内容等を確認できる資料はガイドラインに基づく現地調査の各年度の分析結果報告書において大学名を伏した事例として紹介されているもの以外にはない。</p> <p>61 大学に対するガイドライン現地調査の実施状況（平成 19 年度～24 年度）を確認したところ、47 大学において延べ 78 回実施され、問題点等があった場合でも全て口頭による指摘・助言のみを行っている状況であった。</p> <p>これらガイドライン現地調査のうち、文部科学省が行った口頭による指摘について、研究機関が指摘があったと認識していたものは延べ 21 大学の 30 回であった。また、その主な指摘内容をみると、①不正防止計画が未策定（6 大学）、②発注・検収業務について当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムが未整備（事務局関与の徹底等）（10 大学）であった。これらの指摘事項は、ガイドラインにおいて特に実施することが要請されているものである。しかし、文部科学省では、文書による指導を行っていないこともあり、主体的に改善措置状況の事後確認も行っていなかった。</p> <p>また、文部科学省の指摘事項と認識していたものに係る改善措置状況についてみると、改善されていない、又は改善が不十分なものが 6 大学で 15 件みられた。</p> <p>なお、文部科学省では、平成 24 年度からガイドライン現地調査に替えて、ガイドラインの実施等に関する履行状況調査（以下「ガイドライン履行状況調査」という。）を新たに実施している。ガイドライン履行状況調査では、研究機関におけるガイドラインに基づく体制整備等に問題があった場合、当該機関に対し、留意事項等を文書により通知し、これを公表するとともに、留意事項への対応・履行状況の報告を求めることとしている。また、留意事項への対応・改善が認められないなど、研究機関における体制整備等の問題が解消されない場合は、ガイドラインに基づき、①管理条件の付与、②一部経費の制限、③配分の停止等の是正措置を段階的に講ずるとしている。</p> <p>ただし、是正措置に係る具体的な発動条件や経費の削減額が定められていないことから、今後は、これらの明確化などの制度設計が求められている。</p>	<p>図表Ⅱ-1-(2)-イ-①</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-イ-②</p> <p>事例表Ⅱ-1-(2)-イ-①</p> <p>事例表Ⅱ-1-(2)-イ-②</p>
---	---

<p>b 大学におけるチェックリストの活用状況</p> <p>61 大学におけるチェックリストの活用状況をみたところ、5 大学においては、不正防止対策の企画・立案に活用していないとしていた。その理由について、これら 5 大学は、①チェックリストは文部科学省に報告するために作成しているものであり、業務改善とは関係がない（2 大学）、②チェックリストの有用性は認識しているが、どのような取組を行えばよいのか分からないため、現時点においては当該資料を直接活用することまではできていない（3 大学）としており、チェックリストの導入目的に則した活用が必ずしも進んでいない状況がみられた。</p> <p>一方、56 大学においては不正防止対策の企画・立案に活用しているとしており、その活用内容は、チェックリストの成熟度が低い項目については、①不正使用防止計画へ反映させて取り組むこととしている、②各担当部局の業務の実施状況のモニタリング計画へ反映させることとしている等となっていた。しかし、活用しているとの回答のあった 56 大学からも、チェックリストの設問について、「チェックリストの成熟度の定義を明確にした上で、設問をより分かりやすいものにすれば、さらに的確な判定ができる」、「チェックリストは、多くの項目において、成熟度 3 に「定期的」、「常時」等の文言が盛り込まれ、レベルがひとときわ高く設定されている」、「大学の実態と合わない設問がある（成熟度「3」及び「4」の事項を実施しているものの、「2」にあるマニュアルを作成していないことから、作成上、成熟度は「1」と判定せざるを得ない等）」などの改善の必要を求める意見が聴かれた。</p> <p>また、61 大学におけるチェックリストの成熟度と実際の取組内容を比較したところ、チェックリストの評点を実際の取組内容よりも高く評価しているなどかい離しているものがみられた（2 大学）。</p> <p>c 科研費実地検査における指導状況</p> <p>文部科学省及び学術振興会は、「科学研究費補助金に係る不正使用等防止のための措置について（通知）」（平成 18 年 11 月 28 日付け 18 文科振第 559 号文部科学省研究振興局長通知）に基づき、「研究機関における経費管理体制が十分でない場合には、その改善を指導し、経費管理体制の改善への対応が適切でない場合や経費管理体制の不備により悪質な不正使用事案が発生した場合には研究機関に対する間接経費の減額査定等のペナルティを実施する」こととしている。しかし、同省によると、文書による指導や</p>	<p>図表Ⅱ-1-(2)-イ-③</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-イ-④</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-イ-⑤</p> <p>事例表Ⅱ-1-(2)-イ-③</p>
---	--

<p>ペナルティを実施した実績はなく、また、口頭による指摘は行っているとしているが、指摘事実、指摘内容等を確認できる資料は保存されていない。</p> <p>また、61 大学に対する科研費実地検査の実施状況（平成 19 年度～24 年度）を確認したところ、48 大学において延べ 68 回実施され、問題があった場合でも全て口頭による指摘・助言のみが行われている状況であった。これら科研費実地検査のうち、文部科学省等が行った口頭による指摘について、研究機関が指摘があったと認識していたものは 25 大学の 28 回であった。また、その主な指摘内容をみると、①不正防止計画が未策定（1 大学）、②発注・検収業務について当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムが未整備（事務局関与の徹底等）（8 大学）であった。これらの指摘事項は、ガイドラインにおいて特に実施することが要請されているものである。しかし、文部科学省等では、文書による指導を行っていないこともあり、主体的に改善措置状況の事後確認も行っていなかった。</p> <p>また、文部科学省等の指摘事項と認識していたものに係る改善措置状況についてみると、改善されていない、又は改善が不十分なものが 4 大学で 5 件みられた。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、文部科学省は、科研費等の適正な執行を確保する観点から、研究機関における実効性のある研究費の管理・監査体制を構築させるため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① ガイドラインに基づく不正防止計画の策定、関係者の意識向上及び不正が発生した場合の対応の明確化等に係る体制整備が不十分な研究機関に対し、その整備の徹底を図るため、ガイドラインで示している間接経費の削減等の是正措置の適用ルールを明確化した上で、厳正な指導を行うこと。</p> <p>また、当該是正措置の適用の前提となる体制整備状況の的確な把握のため、現行の「体制整備等チェックリスト」による報告事項を見直すことを含め、必要な追加措置を講ずること。</p> <p>② 上記①により講じた措置、科研費実地検査等により判明した改善すべき事項等については、文書による指導を行う際の基準を明確にし、口頭で指導する場合においてもその内容を記録として残すこと。</p> <p>また、それら指摘した内容については、研究機関においてその後の確実な改善が図られるよう、フォローアップに係る事務手順を整備し、フォローアップを的確に実施すること。</p>	<p>図表Ⅱ-1-(2)-イ-⑥</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-イ-②（再掲）</p> <p>事例表Ⅱ-1-(2)-イ-①（再掲）</p> <p>事例表Ⅱ-1-(2)-イ-④</p>
---	---

図表Ⅱ-1-(2)-ア-① 不正防止計画を策定していない8大学における未策定の理由

未策定の理由	大学				
過去に不正使用事例がなく不正発生要因の把握などが難しいため	2 大学 (東北薬科大学、愛知工業大学)				
組織の体制がせい弱で策定する余裕がないため	2 大学 (昭和薬科大学、川崎医科大学)				
計画策定以外の不正防止に係る各種取組は既に実施しているため	2 大学				
<table border="1"> <tr> <td>日常の発注・検品体制の整備及び定期的な書類検査・指導等により不正防止対策は講じている</td> <td>(広島国際大学)</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度から文部科学省のガイドラインに沿って、順次、不正防止に係る取組を実施している</td> <td>(千葉工業大学)</td> </tr> </table>	日常の発注・検品体制の整備及び定期的な書類検査・指導等により不正防止対策は講じている	(広島国際大学)	平成 19 年度から文部科学省のガイドラインに沿って、順次、不正防止に係る取組を実施している	(千葉工業大学)	
日常の発注・検品体制の整備及び定期的な書類検査・指導等により不正防止対策は講じている	(広島国際大学)				
平成 19 年度から文部科学省のガイドラインに沿って、順次、不正防止に係る取組を実施している	(千葉工業大学)				
その他	2 大学				
<table border="1"> <tr> <td>現在、策定中であるものの成案に至っていないため</td> <td>(酪農学園大学)</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年 3 月策定の公的研究費の取扱いに関する規程で策定することとされているが、策定に至らなかった当時の経緯は不明</td> <td>(福岡大学)</td> </tr> </table>	現在、策定中であるものの成案に至っていないため	(酪農学園大学)	平成 20 年 3 月策定の公的研究費の取扱いに関する規程で策定することとされているが、策定に至らなかった当時の経緯は不明	(福岡大学)	
現在、策定中であるものの成案に至っていないため	(酪農学園大学)				
平成 20 年 3 月策定の公的研究費の取扱いに関する規程で策定することとされているが、策定に至らなかった当時の経緯は不明	(福岡大学)				

(注) 1 当省の調査結果による。

2 福岡大学では、当省の実地調査(平成 25 年 3 月)後の平成 25 年 4 月に不正防止計画を策定している。
また、愛知工業大学では、平成 25 年度中に不正防止計画を策定予定としている。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-② 不正防止計画策定に当たって不正発生要因を把握していない大学(策定済み 53 大学中 4 大学)における未把握の理由

未把握の理由	大学
会計検査院の実地検査において不正防止計画の策定を促され、計画として早急に策定することを優先したため	1 大学 (明治大学)
学内の取扱規程において不正使用の防止計画を作成・推進する不正防止計画推進委員会を設置することとしているが、実際には、同委員会を設置していないため	1 大学 (愛知学院大学)
その他(不明等)	2 大学 (下関市立大学、九州歯科大学)

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-③ 不正防止計画推進部署の責任体制が明確となっていない大学(3 大学)の状況

状況	大学					
不正防止計画推進部署の設置に係る規程が未策定	2 大学					
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">未策定理由等</td> <td>実質的に不正防止計画を推進するための役割を担う部署は設置されているため</td> <td>(上智大学)</td> </tr> <tr> <td>規程等による明文化はしていないが、不正防止のための取組は全学的に行っており、研究支援センターが不正防止計画推進部署の役割を担っているため</td> <td>(広島国際大学)</td> </tr> </table>	未策定理由等	実質的に不正防止計画を推進するための役割を担う部署は設置されているため	(上智大学)	規程等による明文化はしていないが、不正防止のための取組は全学的に行っており、研究支援センターが不正防止計画推進部署の役割を担っているため	(広島国際大学)	
未策定理由等		実質的に不正防止計画を推進するための役割を担う部署は設置されているため	(上智大学)			
	規程等による明文化はしていないが、不正防止のための取組は全学的に行っており、研究支援センターが不正防止計画推進部署の役割を担っているため	(広島国際大学)				
学内の公的研究費等取扱規程(平成 22 年 6 月施行)において設置することとされている不正防止計画推進委員会が実際には未設置・未開催	1 大学 (愛知学院大学)					

(注) 1 当省の調査結果による。

2 文部科学省では、不正防止計画推進部署について、その役割を担っている部署があるにもかかわらず、担当部署として明確にされていない機関においては、責任の所在を明確にして不正防止計画の推進に当たることが必要であるとしている。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-④ 不正防止計画の実施状況を把握していない大学（策定済み 53 大学中 9 大学）における未把握の理由

把握していない理由	大学数	大学名	不正防止計画 策定（改訂）時期
不正防止計画に定めた内容は全て既に達成済みと 考えているため	3	岩手大学	平成 20 年 12 月 (平成 24 年 7 月)
		山形大学	平成 20 年 3 月
		中部大学	平成 20 年 3 月
実施状況の把握等を行う不正防止計画推進委員会 を設置していないため	1	愛知学院大学	平成 22 年 6 月
事務局の体制がせい弱で実施状況を把握する余裕 がないため	1	九州歯科大学	平成 20 年 3 月 (平成 23 年 4 月)
策定（改訂）して間がないため	4	北海道工業大学	平成 25 年 1 月
		北海道医療大学	平成 24 年 3 月
		金沢大学	平成 19 年 10 月 (平成 24 年 10 月)
		下関市立大学	平成 24 年 9 月

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑤ 研究者及び事務職員の行動規範を策定していない 2 大学における未
策定の理由

未策定の理由	大学
策定の必要性を検討していなかったため	2 大学 (酪農学園大学、岡山理科大学)

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑥ 研究者と事務職員の行動規範を策定していると回答した59大学における行動規範の内容

対象者等 内容	研究者のみを対象としているもの (大学、行動規範名称)	研究者及び事務職員を対象としているもの (大学、行動規範名称)																						
科研費等の適正な使用に係る具体的な記述がないもの	<p style="text-align: center;">2 大学</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">高知工科大学</td> <td>教員綱領</td> </tr> <tr> <td>九州歯科大学</td> <td>九州歯科大学研究者行動規範</td> </tr> </table>	高知工科大学	教員綱領	九州歯科大学	九州歯科大学研究者行動規範	<p style="text-align: center;">6 大学</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="6" style="width: 20%;">既存の就業規則や倫理規程を行動規範としているもの</td> <td>岩手医科大学</td> <td>岩手医科大学職員就業規則</td> </tr> <tr> <td>都留文科大学</td> <td>都留文科大学職員倫理規程</td> </tr> <tr> <td>法政大学</td> <td>法政大学経営倫理綱領、職員就業規則</td> </tr> <tr> <td>京都大学</td> <td>京都大学の基本理念、京都大学の教職員像、京都大学教職員倫理規程</td> </tr> <tr> <td>徳島文理大学</td> <td>学校法人村崎学園就業規則</td> </tr> <tr> <td>福岡大学</td> <td>福岡大学就業規則</td> </tr> </table>	既存の就業規則や倫理規程を行動規範としているもの	岩手医科大学	岩手医科大学職員就業規則	都留文科大学	都留文科大学職員倫理規程	法政大学	法政大学経営倫理綱領、職員就業規則	京都大学	京都大学の基本理念、京都大学の教職員像、京都大学教職員倫理規程	徳島文理大学	学校法人村崎学園就業規則	福岡大学	福岡大学就業規則					
高知工科大学	教員綱領																							
九州歯科大学	九州歯科大学研究者行動規範																							
既存の就業規則や倫理規程を行動規範としているもの	岩手医科大学	岩手医科大学職員就業規則																						
	都留文科大学	都留文科大学職員倫理規程																						
	法政大学	法政大学経営倫理綱領、職員就業規則																						
	京都大学	京都大学の基本理念、京都大学の教職員像、京都大学教職員倫理規程																						
	徳島文理大学	学校法人村崎学園就業規則																						
	福岡大学	福岡大学就業規則																						
科研費等の適正な使用に係る具体的な記述があるもの	<p style="text-align: center;">11 大学</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>北海道大学</td> <td>北海道大学における科学者の行動規範</td> </tr> <tr> <td>東北薬科大学(注2)</td> <td>東北薬科大学研究倫理規準、職員就業規則</td> </tr> <tr> <td>横浜市立大学(注3)</td> <td>横浜市立大学職員倫理規程、研究費の使用に係る確認書</td> </tr> <tr> <td>明治大学</td> <td>明治大学研究者行動規範</td> </tr> <tr> <td>名古屋市立大学(注2)</td> <td>名古屋市立大学における研究倫理に関する指針、職員就業規則</td> </tr> <tr> <td>金沢医科大学</td> <td>金沢医科大学における研究者の行動指針</td> </tr> <tr> <td>中部大学</td> <td>中部大学における研究者の行動規範</td> </tr> <tr> <td>奈良先端科学技術大学院大学</td> <td>奈良先端科学技術大学院大学における研究活動上の行動規範</td> </tr> <tr> <td>下関市立大学(注2)</td> <td>下関市立大学職員倫理規程、下関市立大学職員倫理審査会要綱、下関市立大学職員倫理規程第4条に定める職員の遵守すべき事項</td> </tr> <tr> <td>川崎医科大学</td> <td>川崎医科大学における教室のあり方と研究指針</td> </tr> <tr> <td>久留米大学</td> <td>久留米大学における研究者の行動規範</td> </tr> </table>	北海道大学	北海道大学における科学者の行動規範	東北薬科大学(注2)	東北薬科大学研究倫理規準、職員就業規則	横浜市立大学(注3)	横浜市立大学職員倫理規程、研究費の使用に係る確認書	明治大学	明治大学研究者行動規範	名古屋市立大学(注2)	名古屋市立大学における研究倫理に関する指針、職員就業規則	金沢医科大学	金沢医科大学における研究者の行動指針	中部大学	中部大学における研究者の行動規範	奈良先端科学技術大学院大学	奈良先端科学技術大学院大学における研究活動上の行動規範	下関市立大学(注2)	下関市立大学職員倫理規程、下関市立大学職員倫理審査会要綱、下関市立大学職員倫理規程第4条に定める職員の遵守すべき事項	川崎医科大学	川崎医科大学における教室のあり方と研究指針	久留米大学	久留米大学における研究者の行動規範	<p style="text-align: center;">40 大学</p> <p>(室蘭工業大学、旭川医科大学、札幌医科大学、北海道工業大学、北海道医療大学、岩手大学、東北大学、山形大学、福島県立医科大学、東北工業大学、東京大学、東京学芸大学、東京農工大学、上智大学、昭和薬科大学、玉川大学、千葉工業大学、金沢大学、岐阜大学、名古屋大学、愛知学院大学、愛知工業大学、愛知医科大学、大阪大学、和歌山県立医科大学、京都薬科大学、関西大学、関西学院大学、兵庫医科大学、鳥取大学、岡山大学、広島大学、広島国際大学、徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学)</p>
北海道大学	北海道大学における科学者の行動規範																							
東北薬科大学(注2)	東北薬科大学研究倫理規準、職員就業規則																							
横浜市立大学(注3)	横浜市立大学職員倫理規程、研究費の使用に係る確認書																							
明治大学	明治大学研究者行動規範																							
名古屋市立大学(注2)	名古屋市立大学における研究倫理に関する指針、職員就業規則																							
金沢医科大学	金沢医科大学における研究者の行動指針																							
中部大学	中部大学における研究者の行動規範																							
奈良先端科学技術大学院大学	奈良先端科学技術大学院大学における研究活動上の行動規範																							
下関市立大学(注2)	下関市立大学職員倫理規程、下関市立大学職員倫理審査会要綱、下関市立大学職員倫理規程第4条に定める職員の遵守すべき事項																							
川崎医科大学	川崎医科大学における教室のあり方と研究指針																							
久留米大学	久留米大学における研究者の行動規範																							

(注) 1 当省の調査結果による。

2 東北薬科大学、名古屋市立大学及び下関市立大学では、研究者、事務職員のいずれかを対象とした規範を複数定めているが、事務職員を対象とするものには科研費等の適正な使用に係る具体的な記述がない。

3 横浜市立大学では、研究者については、研究機関使用ルールに基づき徴収する誓約文書(補助条件等を遵守し、不正行為を行わない旨の確認書)の様式裏面に、研究費の執行に当たって研究者が遵守すべき事項を列記しており、当該記載及び職員倫理規程をもって行動規範としている。職員倫理規程は、研究者及び事務職員のいずれも対象としているが、科研費等の適正な使用に係る具体的な記述はない。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑦ 科研費等の不正使用防止に関する意識向上を中心とした研修や説明会を実施している21大学（平成23年度実績）

（単位：人、％）

機関名	名称	実施日	対象者	対象者数 (a)	受講者数 (b)	受講率 (b/a)* 100
北海道大学	科学研究費申請セミナー（研究費不正使用問題の現状について）	9/27	本学教職員（主に研究者）	2,093	119	5.7
旭川医科大学	不正行為防止に関する全学説明会	11/18	全教職員	—	28	—
岩手大学	平成24年度科学研究費助成事業申請に関する説明会（研究費の不正使用等の防止について）	9/28	科学研究費助成事業申請・事務に関係する教員・技術職員・事務職員	409 (※3)	—	—
東京大学	研究室キャラバン	11月下旬～ 1月下旬	農学部各研究室（教員・学生・事務職員）	808	798	98.8
法政大学	公的研究補助金等の適正執行に関する説明会	10/21、24、25	全専任教職員	741	96	13.0
	公的研究費の不正使用防止に関する説明会	6/9、13、21	公的研究費の交付内定を受けた研究者	177	113	63.8
岐阜大学	平成24年度科学研究費助成事業「公募要領等学内説明会」（5会場）に関する説明会（適正な執行の確保について）	9/20、21、22、 26、28	研究者教員、公的研究費の経費執行に関わる事務職員	830	203	24.5
名古屋大学	公的研究費の使用に係るe-learning研修	通年	全教職員	2,400	2,312	96.3
	統括管理責任者による部局への説明会	7/21～1/11 (計6回)	各部局教授会構成員（研究者）	567	463	81.7
名古屋市立大学	公的研究費不正使用防止に係る説明会（全2回）	6/27、8/23	全教職員（科研費交付内定者、研究分担者及び事務担当者等）	511	121	23.7
愛知工業大学	公的研究費ガイドライン及び科学研究費補助金について	9/27	本学に所属する研究者及び公的研究費の経費執行に関わる事務職員のうち希望者	181	36	19.9
奈良先端科学技術大学院大学	平成23年度科学研究費補助金公募要領及び研究活動と研究者の責任に関する説明会	9/29	全教職員（科研費応募予定者等）	206	75 (※4)	36.4
京都大学	研究費適正使用研修e-learning	6/6～9/30	全教職員（集計対象は前年度にe-Learning研修（平成22年版）を受講していない教職員）	2007	930	46.3
大阪大学	公的研究費の不正使用防止に関する研修会（2か所で実施）	3/29	全教職員	—	165	—
和歌山県立医科大学	コンプライアンス研修（全4回）	11/16、12/2 (各日2回)	全教職員	—	807	—

京都薬科大学	研究費の不正使用防止に関する研修会（第1回）	4/18	全教育職員（特命教授を除く）、全事務職員（教育臨時職員除く）	95	76	80.7
	研究費の不正使用防止に関する研修会（第2回）	9/7	同上	97	79	
岡山大学	コンプライアンス意識啓発研修（全14回）	2/1～3/21	全教職員	1,209	509	42.1
川崎医科大学	公的研究費管理に係る研修会	9/27	全教職員	468	140	29.9
高知工科大学	公的研究費の適正な執行等のための取組の徹底について	9/7	全教職員、	159	64	40.0
九州大学	平成24年度科学研究費補助金公募要領等説明会（適正な研究活動に向けた説明会）	9/27	平成24年度科研費応募予定者（研究者）、科研費関係事務担当者、その他関係者	3,426	303	8.8
九州工業大学	研究費の不正使用防止及び平成24年度科学研究費助成事業の申請等に関する説明会	9/28	全教職員	431	70	16.2
佐賀大学	研究費の不正使用防止について（全2回）	9/29、30	全研究者教員、公的研究費の経費執行に関わる事務職員	699	120	17.2
久留米大学	公的研究費及び倫理審査に関する研修会（不正使用防止に関する研修会）	7/28	全研究者及び公的研究費の経費執行に関わる研究補助員・事務職員等	168	98	58.3

(注) 1 当省の調査結果による。

2 対象者数、受講者数、受講率は原則として研究者について計上しているが、東京大学の「研究室キャラバン」については、研究者だけではなく事務職員等も含まれている。

3 対象者数は岩手大学における対象者数であり、実際には、近隣大学からの参加者あり。

4 参加者数は会場における人数であり、学内中継の視聴者は含まれていない。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑧ 科研費等の交付内定者等に対し説明会等を実施している23大学(平成23年度実績)

(単位:人、%)

大学	名称	実施日	義務付け対象者・受講対象者	対象者数	受講者数	受講率
受講義務を課しているもの(11大学)						
酪農学園大学	科研費の使用に関する説明会	7/29	科研費交付内定者(内定者が欠席の場合は代理者)	38	15	39.5
東北薬科大学	科学研究費補助金の使用について	8/5、8	科研費の交付内定を受けた研究代表者、研究分担者及び教室内の事務担当者	36	36	100.0
都留文科大学	科研費についての説明会	10/12	科研費交付内定者(研究代表者及び研究分担者)	25	25	100.0
千葉工業大学	科学研究費補助金の使用についての説明会	7/28 8/1、3	科研費交付内定者(研究代表者及び研究分担者)	77	46	59.7
玉川大学	平成23年度科学研究費(補助金)運用説明会	6/28、30	科研費(補助金)の交付内定を受けた研究者、事務支援者	45	43	84.7
	平成23年度科学研究費(基金分)運用説明会	8/9、11	科研費(基金分)の交付内定を受けた研究者、事務支援者	19	14	
金沢医科大学	競争的研究資金等の取扱説明会	7/19	公的研究費の交付内定者(研究代表者、研究分担者)及び経費執行に関わる事務職員	101	36	35.6
愛知工業大学	科学研究費の取扱いに関する説明会	5/17、18	科研費交付内定者(新規課題)及び科研費の経費執行に関わる事務職員	18	18	100.0
愛知医科大学	科研費執行方法等説明会	8/9、11	科研費交付内定者(研究代表者及び研究分担者)	125	65	52.0
和歌山県立医科大学	科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金執行に関する説明会	5/30、31 6/1、2	科研費交付内定者、事務担当補助員及び秘書	236	147	62.3
京都薬科大学	研究費の不正使用防止に関する研修会(第1回)	4/18	科研費等に関係する教職員	95	76	80.7
	研究費の不正使用防止に関する研修会(第2回)	9/7	科研費等に関係する教職員	97	79	
久留米大学	公的研究費及び倫理審査に関する研修会(不正使用防止に関する研修会)	7/28	科研費交付内定者(欠席の場合は講座事務担当者(研究補助員)が代理出席)	168	98	58.3
受講義務を課していないもの(12大学)						
法政大学	科研費の使用に関する説明会	6/9、13、21	科研費交付内定者	177	113	63.8
明治大学	科研費の使用に関する説明会(駿河台キャンパス)	4/14	科研費交付内定者、研究分担者、研究補助者、事務担当者等	232	14	35.2
	科研費の使用に関する説明会(和泉キャンパス)	4/20	科研費交付内定者、研究分担者、研究補助者、事務担当者等	48	10	
	科研費の使用に関する説明会(生田キャンパス)	4/21	科研費交付内定者、研究分担者、研究補助者、事務担当者等	116	22	

	科研費の使用に関する説明会（駿河台キャンパス）	5/26	基金化種目の交付内定者、研究分担者、研究補助者、事務担当者等	19	8	
	科研費の使用に関する説明会（生田キャンパス）	5/30	基金化種目の交付内定者、研究分担者、研究補助者、事務担当者等	25	22	
愛知学院大学	平成 23 年度科学研究費補助金の経理事務取扱等説明会	6/13、14、17	科研費の交付内定者、研究分担者、事務担当者	75	55	73.3
関西大学	科研費の使用に関する説明会	6/14、22	科研費交付内定者、事務補助者	228	36	15.8
関西学院大学	科学研究費補助金執行に係る説明会	4/20、21、22、28 5/13	科研費（補助金分）交付内定者等	187	104	60.1
	科学研究費補助金執行に係る説明会	5/25、27	科研費（基金分）交付内定者等	48	31	
兵庫医科大学	科研費の使用方法等に関する説明会	6/30	科研費交付内定者（研究代表者）	122	55	45.1
岡山理科大学	科研費（補助金）獲得者説明会	7/14、22、26、28 8/2、3	科研費交付内定者、事務担当者	62	56	92.2
	科研費（基金）獲得者説明会	8/29、30 9/7	科研費交付内定者、事務担当者	17	16	
川崎医科大学	補助金と助成金に分かれた科学研究費助成事業の留意点説明会	4/27	公的研究費獲得者、関係職員	115	93	80.9
広島国際大学	平成 23 年度科研費制度等説明会	9/28	科研費交付内定者、事務担当者	41	29	70.7
愛媛大学	科学研究費等の執行等に関する説明会（城北）	7/22	科研費交付内定者、研究分担者、連携研究者及び事務担当者	—	60	—
	科学研究費等の執行等に関する説明会（重信）	7/20	科研費交付内定者、研究分担者、連携研究者及び事務担当者	—	22	—
	科学研究費等の執行等に関する説明会（樽味）	7/21	科研費交付内定者、研究分担者、連携研究者及び事務担当者	—	25	—
高知工科大学	科研費の使用に関する説明会	9/28	科研費交付内定者、事務担当者	46	10	21.7
徳島文理大学	科研費の使用・不正使用防止に関する説明会	8/2	科研費交付内定者	28	28	72.4
	科研費使用に関する説明会	8/9	科研費交付内定者、事務担当者	29	13	
受講義務を課している 11 大学受講率平均						70.3
受講義務を課していない 13 大学中研究者の受講率を把握している 11 大学受講率平均						57.4
科研費等の交付内定者等に対し説明会等を実施している 22 大学受講率平均						63.8

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 対象者数、受講者数、受講率はいずれも研究者について計上している。
3 科研費以外の特定の公的研究費の交付内定者を対象とした説明会は除外した。
4 受講義務を課している 10 大学については、原則、義務付け対象者が受講対象者となっているが、京都薬科大学については受講対象者は全教職員であり、義務付け対象者が科研費等に関する教職員である。
5 受講率は、受講者数/対象者数×100 によって算出した。ただし、複数の説明会等を実施している大学については、個別の説明会等の受講率の和/説明会等の数によって、各大学の受講率を算出した。
6 受講率平均は、各大学の受講率の和/大学数によって算出した。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑨ 平成24年度に受講を義務化した1大学

大学名	受講を義務化した説明会等（24年度実施）	義務付け対象者
兵庫医科大学	科研費・厚生労働科学研究費補助金取扱要領等説明会（研究者向け）	研究代表者

（注）当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑩ 調査した61大学における使用ルール等の理解度調査の実施状況

ガイドライン制定以降に理解度調査を1回以上実施した大学	29大学
意識調査・アンケート調査を実施	27大学
全教職員又は全研究者を対象に実施	11大学 （北海道大学、東北大学、東京大学、名古屋市立大学、愛知学院大学、愛知工業大学、中部大学、広島大学、徳島大学、香川大学、九州工業大学）
科研費等の採択を受けている者等を対象に実施	8大学 （北海道医療大学、山形大学、福島県立医科大学、大阪大学、和歌山県立医科大学、岡山大学、愛媛大学、九州大学）
説明会の出席者等を対象に実施	8大学 （室蘭工業大学、岩手大学、東京農工大学、岐阜大学、兵庫医科大学、鳥取大学、岡山理科大学、久留米大学）
E-ラーニング研修を全教職員に実施	2大学 （名古屋大学、京都大学）
ガイドライン制定後に理解度調査を実施していない大学	32大学 （旭川医科大学、札幌医科大学、北海道工業大学、酪農学園大学、岩手医科大学、東北工業大学、東北薬科大学、東京学芸大学、都留文科大学、横浜市立大学、上智大学、昭和薬科大学、玉川大学、法政大学、千葉工業大学、明治大学、金沢大学、金沢医科大学、愛知医科大学、奈良先端科学技術大学院大学、京都薬科大学、関西大学、関西学院大学、下関市立大学、川崎医科大学、広島国際大学、高知大学、高知工科大学、徳島文理大学、佐賀大学、九州歯科大学、福岡大学）
合計	61大学

（注）1 当省の調査結果による。

2 玉川大学及び千葉工業大学は、平成25年度に説明会の出席者等を対象に理解度調査を実施している。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑪ 29 大学における理解度調査結果の活用状況

調査結果を活用している 大学	<p style="text-align: center;">21 大学</p> <p>(北海道大学、北海道医療大学、東北大学、山形大学、東京大学、東京農工大学、名古屋大学、名古屋市立大学、愛知工業大学、中部大学、京都大学、大阪大学、和歌山県立医科大学、兵庫医科大学、岡山大学、広島大学、徳島大学、香川大学、愛媛大学、九州大学、九州工業大学)</p>
調査結果を活用していない大学	<p style="text-align: center;">8 大学</p> <p>(室蘭工業大学、岩手大学、福島県立医科大学、岐阜大学、愛知学院大学、鳥取大学、岡山理科大学、久留米大学)</p>
合 計	29 大学

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑫ 調査した61大学における研究費の不正使用事例の公表基準を定めていない大学

大学名
旭川医科大学、札幌医科大学、北海道工業大学、酪農学園大学、北海道医療大学、東北薬科大学、上智大学、法政大学、愛知工業大学、愛知医科大学、和歌山県立医科大学、京都薬科大学、関西学院大学、鳥取大学、下関市立大学、岡山理科大学、広島国際大学、高知工科大学、徳島文理大学、久留米大学、福岡大学
(20 大学)

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑬ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定めていない4大学における未策定の理由

未策定の理由	大学
不正が発生した場合は、個別に対応を決定するため	3 大学 (酪農学園大学、上智大学、京都薬科大学)
事務局の体制がせい弱であり策定するする余裕がないため	1 大学 (昭和薬科大学)

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑭ 調査した61大学における取引停止措置規程において、取引停止期間を規定していない大学

大学名
札幌医科大学、北海道工業大学、北海道医療大学、福島県立医科大学、岩手医科大学、東北薬科大学、横浜市立大学、上智大学、玉川大学、法政大学、千葉工業大学、明治大学、金沢医科大学、愛知学院大学、愛知工業大学、中部大学、京都薬科大学、関西大学、関西学院大学、兵庫医科大学、岡山理科大学、広島国際大学、高知工科大学、徳島文理大学、久留米大学、福岡大学
(26 大学)

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑮ 他大学の取引停止情報の提供に関する各大学の意見（情報提供の拡大に賛同の14大学）

大学名	他大学の取引停止情報の提供に関する各大学の意見
福島県立医科大学	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県のホームページ上で取引停止、入札参加資格の制限等を受けた業者がないか随時確認している。また、県に確認する等情報を共有している。 ・他大学で取引停止措置を受けた業者情報を入手する仕組みはなく、国立大学のような他大学において取引停止となった業者の情報がフィードバックされる仕組みについては、今後の取引業者検討の参考となるためあった方がいい。
岩手医科大学	<ul style="list-style-type: none"> ・他大学で取引停止措置を受けた業者情報を入手する仕組みはない。調査時に総務省から、国立大学では他大学において取引停止となった業者の情報がフィードバックされる仕組みがあるとの説明を受け、このような仕組みは、今後の取引業者検討の参考となるため、私立大学でもあった方がいい。
東北工業大学	<ul style="list-style-type: none"> ・他大学で取引停止措置を受けた業者情報を入手する仕組みはない。国立大学のような他大学において取引停止となった業者の情報がフィードバックされる仕組みについては、全国の情報を共有するよりも、仙台市内の大学で構成している学都コンソーシアム等、同地域の大学における事例を共有した方が実効性がある。
東北薬科大学	<ul style="list-style-type: none"> ・他機関で取引停止措置を受けた業者情報を共有する仕組みはない。国立大学のような他大学において取引停止となった業者の情報がフィードバックされる仕組みについては、今後の取引業者検討の参考となるため、私立大学でもあった方がいい。
法政大学	<ul style="list-style-type: none"> ・取引停止を行った例はないが、他の大学で取引停止を行った業者が分かれば参考になる。
千葉工業大学	<p>可能な範囲で次のような情報の公表を希望する。</p> <p>希望情報：業者名と不正取引の内容等。</p>
岐阜大学	<ul style="list-style-type: none"> ・私立大学で発生した不正行為等を行った事業者との取引停止情報は、情報入手手段がなく、文部科学省からのメールによる事務連絡でも記載されていないため、ほとんど分からない。新聞記事を見つける都度スクラップを作成するなど、私立大学の取引停止事案の情報収集には日常から注意を払っている。
愛知学院大学	<ul style="list-style-type: none"> ・他大学の取引停止についての情報共有を希望する。
金沢医科大学	<ul style="list-style-type: none"> ・取引停止措置を受けた業者の情報については、他大学と共有する仕組みを有しておらず、文部科学省にも報告することは現時点で考えていないが、それらの情報については、今後取引を行う上での参考になるので、共有する仕組みはあった方がいい。
奈良先端科学技術大学院大学	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学で取引停止措置を実施した情報は文部科学省経由で受けているが、公立・私立大学で取引停止措置を実施した情報を受けたことはなく、新聞報道やホームページ等で事業者名が明らかになる例もほぼ皆無であることから、公立・私立大学で取引停止措置を講じた情報の周知があると、参考情報が増えてよい。
関西大学	<ul style="list-style-type: none"> ・他大学が取引停止措置を行った事業者名等の情報を受けたことはないが、仮にそのような情報が周知されれば、参考情報程度の意味合いはあるものとする。

川崎医科 大学	他機関からの処分情報については、共有できれば、参考になる。
佐賀大学	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学や独立行政法人の研究機関等における不正使用事例に基づく取引停止措置等の情報については、文部科学省から不正使用等の経緯も含めた詳細な情報が送付されてきているが、私学に係る情報は送付されてきていない。 ・私学も含めて情報提供を行ってほしい。特に地域内の研究機関については国立、公立、私立の区分なく情報提供が行われた方が地域として一体的に対応できるのではないかと。
久留米大 学	<ul style="list-style-type: none"> ・他大学起因の不正使用事例に基づく取引停止措置等の情報はどこからも届いていないことから、大学としては、新聞やインターネット等を注意してみて把握するしかない。 ・他の大学等の当該情報をぜひ国から提供してほしい。本学でも取引停止等の措置の適用を検討していきたい。

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑯ 調査した 61 大学のうち、通報者を限定している大学

通報者を限定している状況	対象の大学
通報者を研究者、事務職員等に限定し、業者からの通報を認めていない	上智大学、金沢医科大学（2 大学）

（注）当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑰ 通報窓口の周知を口頭により行っている 2 大学の概要

大学名	概要
都留文科大学	科研費に限定したもの等、その他の案件は、「24 年度中」を目指していたが、規程の内容の確認作業等に時間がかかってしまい進捗しなかった。平成 25 年度中には、ホームページに掲載したい。
川崎医科大学	主な取引事業者を対象として公的研究費（科学研究費等）の不正防止に関する取引説明会を開催しており、同説明会の場で競争的資金の管理部署は研究支援係であり、何かあれば研究支援係に連絡するよう配布資料や口頭で周知している。

（注）当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑱ 通報窓口のメールアドレス、電話番号等連絡先をホームページに掲載していないなど周知が不十分な5大学の概要

大学名	概要
北海道工業大学	北海道工業大学では、通報窓口の電話番号等の連絡先をホームページ上に掲載しておらず、現状では不十分な状態であるとしている。なお、平成24年度末までにホームページに掲載する予定の不正防止計画において、通報窓口の連絡先が掲載され、改善される予定である。
中部大学	「中部大学における研究上の不正行為に関する取扱規程」では、科研費補助金等の使用に関して不正があった場合の取扱いが定められており、この中で研究費の不正使用等があった場合の窓口が「研究倫理委員会委員長」として定められている。しかし、中部大学のホームページには、「研究倫理委員会委員長」が誰であるか掲載されておらず、また、連絡先（電話番号等）も未掲載であることから、取引業者等の大学外部の者が、不正使用があることについて通報する場合に研究者倫理委員会委員長が誰でどのように通報すればよいか分からない状況となっている。
下関市立大学	下関市立大学では、ホームページに公益通報窓口の要綱を掲載しているので、通報窓口については広く一般に周知されていると考えているとしている。しかし、通報窓口の連絡先の情報としては担当部署名（総務グループ（長））が公的研究費の管理・運営の責任体系に関する資料の中に掲載されているだけであり、電子メールアドレス、電話番号、FAX番号等は掲載されていないため、通報しようとした場合に連絡しづらい状況となっている。
川崎医科大学	川崎医科大学の公的研究費に関する通報窓口（研究支援係）については、学内専用サイトに窓口の名称、担当部署、担当者名、内線番号及びメールアドレスが掲載されている。また、川崎医科大学を含む川崎学園全体の公益通報窓口（総務部人事課）についても、学園専用サイトに設置根拠規程（学校法人川崎学園公益通報者保護規程」とともに公益通報受付・相談シートが掲載されているが、一般向けのホームページには通報窓口については掲載されていない。
福岡大学	福岡大学では、通報窓口について、外部に対してはホームページ上（「公的研究費の適正な管理・運営について」）で周知していると説明している。しかし、ホームページに規程（福岡大学における公的研究費の取扱いに関する規程）が掲載されているが、「通報窓口を内部監査室に置く」とされたのみであり、電話番号やFAX番号、電子メールアドレス等が掲載されていない。

（注）当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑱ ホームページにおいて、サイトマップ（掲載事項一覧）がないため、通報窓口の情報が迅速に閲覧できない1大学の概要

大学名	概要
九州歯科大学	九州歯科大学のホームページについては、サイトマップ（掲載事項一覧）がないため、通報窓口の情報が迅速に閲覧できない上、掲載されているタイトルが「研究活動における不正防止等に関する規程が定められました」となっており、すぐには通報窓口と分からないものとなっている。

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑳ 平成19年度以降、研究費の不正使用が5件発生しているが、通報窓口（庶務課）への通報がない1大学の概要

大学名	概要
昭和薬科大学	昭和薬科大学では、通報窓口として庶務課を周知しているが、平成19年度以降発生した研究費の不正使用5件について、研究費の不正使用の通報窓口となっている庶務課が受け付けたものは1件もない。このことについて、同大学では、他の部局（学長等）に通報が来ているので、通報窓口は機能していないとはいえないとしている。

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉑ 通報に基づき設置される調査の体制及び規程の整備状況（未設置及び未整備の大学）

大学名	通報を受け設置する調査体制の名称	調査体制設置時期	調査体制の規程の整備状況
北海道工業大学	公的研究費内部監査委員会	H19.11	未整備
酪農学園大学	未設置	—	未整備
北海道医療大学	未設置	—	公的研究費等の不正使用に関する防止計画、公益通報に関する規程
関西学院大学	調査委員会	最高管理責任者である学長が不正事例の判明等に応じて随時設置	制定作業中
徳島文理大学	未設置	—	未整備

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉒ 調査した 61 大学のうち、通報窓口の運用に係る規程を整備していない大学

通報窓口の運用に係る規程を整備していない大学	概要
昭和薬科大学	規程はないが、「昭和薬科大学の競争的資金に係る研究活動の不正行為の告発受付窓口の設置について」（平成 18 年 12 月 21 日）により、窓口の所在を周知している。

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉓ 規程上、匿名による通報を認めていない 16 大学における匿名通報の取扱い

区分	通報内容を精査して、信ぴょう性がある場合や看過できない場合に調査を実施	調査をしない
大学名	北海道大学、福島県立医科大学、東北薬科大学、東京大学、法政大学、金沢大学、名古屋市立大学、金沢医科大学、愛知学院大学、愛知工業大学、岡山理科大学、高知工科大学、九州大学、久留米大学	岩手医科大学、徳島文理大学
計	14 大学	2 大学

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉔ 調査した 61 大学における相談窓口の周知状況

区分	相談窓口は周知されているが、相談対象者から業者を除外しているもの
大学名	東京大学、昭和薬科大学、金沢医科大学、高知工科大学
計	4 大学

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉕ 調査した 61 大学のうち相談内容に関する F A Q を作成していない大学

相談内容に関する F A Q を作成していない大学
北海道大学、室蘭工業大学、山形大学、東北工業大学、東北薬科大学、東京学芸大学、上智大学、明治大学、金沢大学、愛知学院大学、愛知工業大学、下関市立大学、香川大学、愛媛大学、高知工科大学、徳島文理大学、九州歯科大学、久留米大学、福岡大学
(19 大学)

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑳ 調査した 61 大学のうち内部監査に係る規程整備が不十分な大学

大学名	内部監査に係る規程の整備状況
昭和薬科大学	監査の実施計画を作成し、一般監査、退職前監査、科学研究費補助金監査、外部監査を実施しているが、規程を定めていない。
久留米大学	毎年度業務監査実施要項(案)を作成し、内部監査を実施しているが規程を定めていない。

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉑ 調査した 61 大学のうち内部監査体制の整備状況

NO	大学名	内部監査規程の策定状況 (○→策定、×→未策定)	担当部局 (括弧内は人数)	専門知識を有する者の 配置状況
1	北海道大学	○ 国立大学法人北海道大学内部監査規程、国立大学法人北海道大学内部監査実施細則	監査室(外部の監査法人に委託して実施)	公認会計士
2	室蘭工業大学	○ 国立大学法人室蘭工業大学内部監査規則	監査室	—
3	旭川医科大学	○ 国立大学法人旭川医科大学内部監査規程	監査室	—
4	札幌医科大学	○ 札幌医科大学内部監査規程、札幌医科大学内部監査実施細則	監査室	—
5	北海道工業大学	○ 北海道工業大学公的研究費の管理・監査に関する規程	総務課	—
6	酪農学園大学	○ 学校法人酪農学園大学内部監査規程、酪農学園大学研究費助成事業取扱要領	監査室(事務局長1)、立会人(2)	—
7	北海道医療大学	○ 経理規程	監査室	—
8	岩手大学	○ 岩手大学監査室設置要項、岩手大学内部監査実施要項	監査室	—
9	東北大学	○ 国立大学法人東北大学内部監査規程	監査室	—
10	山形大学	○ 国立大学法人山形大学内部監査規程	監査室(10)	—
11	福島県立医科大学	○ 公立大学法人福島県立医科大学内部監査規程、ガイドラインに対する公立大学法人福島県立医科大学の対応について(平成20年9月10日制定)	監査室	—
12	岩手医科大学	○ 文部科学省科学研究費補助金等に係る内部監査実施要領(毎年度策定)	内部監査人 (研究者代表3人、事務局担当課長5人、企画課長、人事職員課長、経理課長、用度課長、内部監査室課長)	研究者
13	東北工業大学	○ 学校法人東北工業大学内部監査室運用内規	内部監査室(1) ※常勤の者を充てていたがH24.7で退職。現在空席で、H25.7に専門知識のある者を採用予定	—
14	東北薬科大学	○ 公的研究費取扱規程、経理規程	企画課が学内で人選、理事長任命の監査員(就職課長、教務課係長の2人で実施)	—

15	東京大学	○	国立大学法人東京大学における競争的資金等の不正使用防止に関する規則	【通常】研究推進部外部資金課 (例：農学部：5人) 【特別】監査室(4) ※外部資金課は課題の抽出、各学部が作成したチェックリストの取りまとめを実施	—
16	東京学芸大学	○	国立大学法人東京学芸大学内部監査規則、国立大学法人東京学芸大学内部監査実施細則国立大学法人東京学芸大学監事監査規程、国立大学法人東京学芸大学監事監査実施細則	監査室及び監査員(3) ※顧問の監査法人にアドバイスをしてもらっている。	—
17	東京農工大学	○	国立大学法人東京農工大学内部監査規程、国立大学法人東京農工大学監事監査規程、国立大学法人東京農工大学監事監査実施基準	監査室(1) ※平成24年度からは、研究支援課から係長級2人を監査担当者として追加で指名	—
18	都留文科大学	○	公立大学法人都留文科大学内部監査規則、都留文科大学内部監査実施要領、公立大学法人都留文科大学監査室設置規程、公立大学法人都留文科大学監事監査規程	監査室(事務局長1) 監査室は、事務局長、総務課長、補佐、リーダー(係長)からなるが、科研費監査は局長のみで実施	—
19	横浜市立大学	○	公立大学法人横浜市立大学内部監査要綱	内部監査委員(経営企画課会計・監査担当職員)	—
20	上智大学	○	学校法人上智学院内部監査規程、学校法人上智学院監事監査規程	監査室(2)	—
21	昭和薬科大学	×	—	庶務課(5) ※平成25年度1月15日以降は経費不正使用防止推進室	—
22	玉川大学	○	学校法人玉川学園監査規程	内部監査員(事務局：教育企画部教育環境コンプライアンス課 ※玉川大学経理部長、教学部教務課長、総務部次長等、玉川学園教育学部学園教学課長等7人を任命)	—
23	法政大学	○	内部監査規程、内部監査実施要領	監査室(2)	—
24	千葉工業大学	○	学校法人千葉工業大学内部監査規程	監査室(3)	—
25	明治大学	○	内部監査規程	監査室(3)	—
26	金沢大学	○	国立大学法人金沢大学法人監査室設置要項、国立大学法人金沢大学内部監査実施要項	法人監査室	—
27	岐阜大学	○	国立大学法人岐阜大学内部監査細則	監査室(2)	教員(研究者)、外部有識者(元高等学校校長)
28	名古屋大学	○	名古屋大学内部監査要項、内部監査実施要領	監査室、財務部、研究協力部、各部局職員	—
29	名古屋市立大学	○	公立大学法人名古屋市立大学内部監査規程	監査評価室	—
30	金沢医科大学	○	学校法人金沢医科大学内部監査規程	業務監査課、経理管財部長	—
31	愛知学院大学	○	学校法人愛知学院大学内部監査規程	内部監査委員会(内部監査委員及び監査実務委員)	—

32	愛知工業大学	○	愛知工業大学科学研究費内部監査要項	監査人(4) ※副学長、大学事務局長及び研究費活動に従事していない第三者2人を学長が指名	工学研究活動の実情に精通した副学長(=研究者)
33	中部大学	○	学校法人中部大学経理規程	競争的研究資金内部監査委員会、外部監査法人(2~3)	公認会計士
34	愛知医科大学	○	学校法人愛知医科大学内部監査規程、同施行細目	監査室(3)及び監事(1) ※監事は特別監査のみ	—
35	奈良先端科学技術大学院大学	○	内部監査規程、内部監査実施要領	監査室(2)	—
36	京都大学	○	国立大学法人京都大学内部監査規程	監査室(4) 研究国際部研究推進課(5)	—
37	大阪大学	○	国立大学法人大阪大学内部監査規程	監査室(5) (応援部署:研究推進課3、財務課2、不正使用防止計画推進室2)	—
38	和歌山県立医科大学	○	公立大学法人和歌山県立医科大学内部監査規程	監査室(2) (平成24年度以降、危機対策室)	—
39	京都薬科大学	○	学校法人京都薬科大学内部監査規程	外部監査部門 (公認会計士1人)	公認会計士
40	関西大学	○	公的研究費等取扱規程、学校法人関西大学内部監査規程	内部監査室(3)	—
41	関西学院大学	○	内部監査規程、内部監査実施要領	内部監査室(1)	—
42	兵庫医科大学	○	学校法人兵庫医科大学公的研究費管理・監査規程、学校法人兵庫医科大学内部監査規定	内部監査室(3)	—
43	鳥取大学	○	鳥取大学内部監査要項	内部監査課(3)	—
44	岡山大学	○	国立大学法人岡山大学内部監査規程	監事及び法人監査室(5)	—
45	広島大学	○	広島大学内部監査規則	監査室(3) ※このほか16部局の職員(50人)も監査担当者として監査に加わっている。人員確保のため、他部署の書類を確認することで、参考としてもらうため。	—
46	下関市立大学	○	公立大学法人下関市立大学内部監査規程	内部監査人(常勤理事)、経営企画グループ(2)	—
47	岡山理科大学	○	適正実施要領	内部監査実行班(班長:事務局長)、学部事務室、経理部、学外連携推進室、学校法人加計学園監査室	—
48	川崎医科大学	○	川崎医科大学科学研究費補助金にかかる内部監査規程	監査担当者(学長に指名された者、事務部長)、不正防止計画推進部(9)	研究者
49	広島国際大学	○	内部監査規程	内部監査室(学校法人常翔学園)	—
50	徳島大学	○	国立大学法人徳島大学内部監査規則	監査室(3)、財務部(10)、病院(1) ※特別監査は、監査室のみ	—
51	香川大学	○	国立大学法人香川大学内部監査規程、香川大学競争的資金等監査実施要綱	研究協力G、監査室、経営企画G、経理G ※特別監査は、研究協力G	—

52	愛媛大学	○	国立大学法人愛媛大学内部監査規程	監査室（3）及び財務部職員3人	—
53	高知大学	○	国立大学法人高知大学内部監査実施規則	法人監査室（2）及び監事（1）	—
54	高知工科大学	○	公立大学法人高知工科大学内部監査実施要綱	監査室（専任1人、兼務3人）	—
55	徳島文理大学	○	学校法人徳島文理大学内部監査規程	理事長により組成された学校法人村崎学園監査グループ（=大学本部経理部）	—
56	九州大学	○	国立大学法人九州大学内部監査規程	監査室	—
57	九州工業大学	○	国立大学法人九州工業大学内部監査規程	監査室（15）	—
58	佐賀大学	○	国立大学法人佐賀大学内部監査規程	監査室（3）	—
59	九州歯科大学	○	九州歯科大学研究活動における不正防止等に関する規程、九州歯科大学不正防止内部監査要領	学長が任命する監査員 （経営管理部部長代理兼総務班長、経営管理部財務管理班長、学務部部長代理兼教務企画班長）	—
60	久留米大学	×	—	経営企画部研究推進課（監査は外部公認会計士（2）へ委託）	公認会計士
61	福岡大学	○	福岡大学における公的研究費の取扱いに関する規程	研究推進課（立会い）、研究推進部委員（教授）、財務課 ※統括管理責任者の下に研究費監査部門を置き、研究推進課をもってこれに充てる。	—

（注）当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉔ 平成23年度科研費についての内部監査の実施状況

N O	大学名	通常監査					特別監査			
		基数 H23年度 採択件数 (A)	必要数 (B) (=A/10)	抽出 課題数 (実績) (C)	割合 ((C+E) /A)	10% ルール	必要数 (D) (=B/10)	抽出 課題数 (実績) (E)	割合 (E/B)	10% ルール
1	北海道大学	2110	211	309	15.8%	○	21	24	11.4%	○
2	室蘭工業大学	55	6	6	12.7%	○	1	1	16.7%	○
3	旭川医科大学	99	10	22	26.3%	○	1	4	40.0%	○
4	札幌医科大学	170	17	51	34.1%	○	2	7	41.2%	○
5	北海道工業大学	16	2	18	112.5%	○	1	未実施	-	-
6	酪農学園大学	26	3	4	26.9%	○	1	3	100.0%	○
7	北海道医療大学	117	12	31	35.9%	○	1	11	91.7%	○
8	岩手大学	151	15	17	13.2%	○	2	3	20.0%	○
9	東北大学	2668	267	265	11.1%	○	27	32	12.0%	○
10	山形大学	360	36	50	13.9%	○	4	未実施	-	-
11	福島県立医科大学	130	13	12	10.8%	○	1	2	15.4%	○
12	岩手医科大学	141	14	26	20.6%	○	1	3	21.4%	○
13	東北工業大学	17	2	2	17.6%	○	1	1	50.0%	○
14	東北薬科大学	35	4	4	14.3%	○	1	1	25.0%	○
15	東京大学	5925	593	594	11.0%	○	59	60	10.1%	○
16	東京学芸大学	140	14	17	24.3%	○	1	17	121.4%	○
17	東京農工大学	283	28	29	11.3%	○	3	3	10.7%	○
18	都留文科大学	10	1	10	130.0%	○	1	3	300.0%	○
19	横浜市立大学	280	28	28	11.1%	○	3	3	10.7%	○
20	上智大学	157	16	25	19.1%	○	2	5	31.3%	○
21	昭和薬科大学	18	2	5	27.8%	○	1	未実施	-	-
22	玉川大学	54	5	未実施	-	-	1	未実施	-	-
23	法政大学	184	19	20	12.0%	○	2	2	10.5%	○
24	千葉工業大学	58	6	50	89.7%	○	1	2	33.3%	○
25	明治大学	254	25	27	11.8%	○	3	3	12.0%	○
26	金沢大学	665	67	134	26.2%	○	7	40	59.7%	○
27	岐阜大学	363	36	180	60.0%	○	4	38	105.6%	○
28	名古屋大学	1788	179	343	23.0%	○	18	69	38.5%	○
29	名古屋市立大学	301	30	41	15.3%	○	3	5	16.7%	○
30	金沢医科大学	78	8	10	16.7%	○	1	3	37.5%	○
31	愛知学院大学	75	8	12	17.3%	○	1	1	12.5%	○
32	愛知工業大学	40	4	8	25.0%	○	1	2	50.0%	○
33	中部大学	100	10	11	13.0%	○	1	2	20.0%	○
34	愛知医科大学	62	6	6	19.4%	○	1	6	100.0%	○
35	奈良先端科学技術大学院 大学	244	24	31	14.3%	○	2	4	16.7%	○
36	京都大学	3552	355	441	13.8%	○	36	49	13.8%	○
37	大阪大学	2737	274	628	25.2%	○	27	63	23.0%	○
38	和歌山県立医科大学	171	17	23	26.9%	○	2	23	135.3%	○
39	京都薬科大学	42	4	5	14.3%	○	1	1	25.0%	○
40	関西大学	252	25	39	17.1%	○	3	4	16.0%	○
41	関西学院大学	201	20	22	12.4%	○	2	3	15.0%	○
42	兵庫医科大学	169	17	30	20.7%	○	2	5	29.4%	○
43	鳥取大学	275	28	47	18.9%	○	3	5	17.9%	○
44	岡山大学	824	82	91	12.1%	○	8	9	11.0%	○
45	広島大学	1164	116	602	54.4%	○	12	31	26.7%	○
46	下関市立大学	9	1	4	722.2%	○	1	61	6100.0%	○
47	岡山理科大学	53	5	9	22.6%	○	1	3	60.0%	○
48	川崎医科大学	75	8	59	132.0%	○	1	40	500.0%	○
49	広島国際大学	41	4	42	104.9%	○	1	1	25.0%	○
50	徳島大学	492	49	50	11.2%	○	5	5	10.2%	○
51	香川大学	263	26	28	12.2%	○	3	4	15.4%	○
52	愛媛大学	611	61	65	11.8%	○	6	7	11.5%	○
53	高知大学	272	27	31	13.2%	○	3	5	18.5%	○
54	高知工科大学	43	4	17	53.5%	○	1	6	150.0%	○
55	徳島文理大学	53	5	50	103.8%	○	1	5	100.0%	○
56	九州大学	1965	197	205	11.5%	○	20	21	10.7%	○
57	九州工業大学	185	19	17	10.3%	○	2	2	10.5%	○
58	佐賀大学	245	25	47	23.3%	○	3	10	40.0%	○
59	九州歯科大学	65	7	5	7.7%	×	1	未実施	-	-
60	久留米大学	162	16	17	11.7%	○	2	2	12.5%	○
61	福岡大学	187	19	25	15.5%	○	2	4	21.1%	○

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑳ 平成23年度に通常監査又は特別監査を実施していない理由

大学名	通常監査又は特別監査を実施していない理由
玉川大学	通常監査及び特別監査を実施していない理由として、「研究費に係る内部監査は、平成24年度に実施したが、監査員の日程が合わず、2、3年に1回程度の実施となっている。」としている。
北海道工業大学	特別監査を実施していない理由として、「これまで採択件数が少なかったこともあり、通常監査と特別監査を区別せず事務局において全件チェックを行ってきた（内容は特別監査に合致）。平成23年度は内部監査委員会を設置し、抽出により監査を行った。通常監査と特別監査の区分を明確にしている理由として、ここ数年ほぼ毎年度、学内の組織体制の変更があり、科研費の担当課もこれに合わせて毎年度変更されているため、体制に不備があったことによる。なお、平成24年度より区分して実施している。」としている。
山形大学	特別監査を実施していない理由として、「通常監査において特別監査で行うこととされている徹底的な監査（実地における実態確認含む。）を行っている」としている。
昭和薬科大学	特別監査を実施していない理由として、「通常監査において特別監査で行うこととされている徹底的な監査（実地における実態確認含む。）を行っている」としている。
九州歯科大学	特別監査を実施していない理由として、「内部監査担当者が使用ルールの規定内容を承知しておらず、前任者から引継ぎを受けたことのみを前例踏襲で実施していた」としている。

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-③⑩ 内部監査対象課題の抽出方法

NO	大学名	抽出方法 (○=不正リスクを考慮したもの、×=考慮していないもの)	
1	北海道大学	×	各部局等における抽出課題が平準化するよう抽出
2	室蘭工業大学	○	特別監査では通常監査抽出課題から金額の大きい課題、物品購入に関し取引件数が多い課題を抽出
3	旭川医科大学	○	プール金の原資となりやすい旅費や謝金等が多い課題や補助金額が高い課題などを中心に選定
4	札幌医科大学	○	各講座から1課題を無作為抽出、さらにその中から100万円以上の課題を抽出 特別監査では、通常監査対象課題の中から研究費の取扱いに不慣れな若手研究者を中心に備品購入のあるものを抽出
5	北海道工業大学	○	前年度課題を全件、当該年度課題の採択額上位5件の課題を抽出。高額物品を購入するケースが多いため不正発生リスクを考慮したものとなっていると考えられる。
6	酪農学園大学	×	無作為抽出 ※24年度からは、文科省指摘により、交付金額の上位課題を対象とした
7	北海道医療大学	○	取引業者の偏りがある課題、旅費・謝金の支払いが多い課題といったリスク要因に基づき抽出
8	岩手大学	×	発生リスクを考慮すると毎年特定の研究者に偏りが生じるため、多様な問題を把握する方に力点を置いている
9	東北大学	×	研究課題数が2,600件と多く、また、部局数も60部局(事務長単位でも30部局)に及ぶことから、3年毎にローテーションを組んで監査を実施しており、万遍なく各部局を監査することを考慮すると、個々の課題に焦点を絞り、不正リスクを考慮した課題抽出により監査を実施することは不可能。ただし、証憑類の監査の実施に当たっては、不正発生リスクを考慮した伝票抽出を行っている。
10	山形大学	×	発生リスクを考慮すると毎年同じ研究者に偏るため、特定分野に限らず、バランス良く見ることとしている。
11	福島県立医科大学	○	交付金額の多い者を対象。前年度に実施した者は除外している。
12	岩手医科大学	×	無作為抽出
13	東北工業大学	×	不正発生リスクにより抽出すると対象研究者が偏ってしまうため、前年度の対象者を除き、無作為抽出
14	東北薬科大学	×	未監査の課題から無作為抽出
15	東京大学	○	特別監査分は、100万円以上の課題を抽出
16	東京学芸大学	×	無作為抽出
17	東京農工大学	×	無作為抽出
18	都留文科大学	○	平成24年度分からは通常監査は全件抽出
19	横浜市立大学	○	採択額の多い課題を抽出。
20	上智大学	×	無作為抽出
21	昭和薬科大学	×	退職予定年次から逆算し、おおむね5年に1回の割合で全研究者を対象に監査を実施。どの研究室で不正使用が発生するか把握が困難なため、不正リスクは考慮していない。
22	玉川大学	×	研究費の不正使用が発生しておらず、どの研究課題に不正発生要因があるか把握していない。
23	法政大学	○	支出が年度末に偏っているものを中心に抽出
24	千葉工業大学	○	取引業者の偏り、手書きによる請求書、立替、年度末使用が多いなど、不正リスクを考慮し、課題を抽出
25	明治大学	○	研究科目・代表者の所属、キャンパスのバランス等を考慮。機器購入、旅費、アルバイト支出等の多い課題を抽出
26	金沢大学	○	通常監査課題抽出時にモニタリングにより、旅費及び謝金が執行された課題を優先的に抽出。また、物品の現地実査及び取引業者が保管する資料との突合を行うため、物品購入の事前モニタリングにより、①パソコン等を大量に購入しているもの、②パソコン等研究以外の転用が可能なもの、③発注状況が特定の業者に偏っているもの、④発注が年度末に偏っているもの等の課題を抽出。
27	岐阜大学	○	前年度採択の競争的資金の課題から、不正リスクを考慮し、下記特定課題を優先的に選出している。 ・原則として高額な課題上位20% ・旅費、人件費、その他役務の執行のある課題 ・競争的資金取扱い部局ごとの20%程度とし、小額課題でも監査対象とする。
28	名古屋大学	○	不正リスクを考慮して、内部監査対象を採択課題数の20%にしている
29	名古屋市立大学	○	不正発生リスクを考慮し、①同一業者から多く購入している課題、②年度末に執行が偏っている課題から選定。24年度は①、②に加え、③交付金額が大きい課題からも抽出

30	金沢医科大学	○	金額の多い課題を中心に抽出。前年度実施した課題は除く
31	愛知学院大学	×	無作為抽出
32	愛知工業大学	×	前年度採択課題から任意に抽出
33	中部大学	○	抽出方法は監査法人に一任。金額の大きい者を選考している模様
34	愛知医科大学	×	無作為に抽出することを重視
35	奈良先端科学技術大学院大学	○	①交付金額が高額の課題（上位3件）、②発注が年度末に集中している課題、③発注先が偏っている課題を抽出
36	京都大学	○	平成24年度は、交付金額が高額のもの、旅費・謝金の割合が高いもの、年度末の執行が多いもの等から研究推進課が抽出
37	大阪大学	○	以下の観点から選定したリスクが高い課題について、全体の20%を対象に実施 ①平成22年12月末日現在の執行率が30%に満たない研究課題 ②部局単位で、平成22年度に外部資金（寄附金を除く）の獲得件数及び獲得金額の多い研究者上位5名の研究者、若しくは獲得金額及び獲得件数の多い教室等 ③平成22年12月末日現在の執行残額が10,000千円以上ある研究課題 ④収支簿等により、消耗品及び（「又は」）旅費の構成比率が60%を越えるもの
38	和歌山県立医科大学	×	臨時監査（特別監査）を悉皆で実施しているため、無作為抽出としている。
39	京都薬科大学	×	日常的モニタリングの結果、不正発生リスクが高い課題がないため、結果として無作為抽出となっている。
40	関西大学	○	平成24年度から、①取引先が消耗品の特性により特定の業者に偏っている課題、②旅費や謝金の支出比率が高い課題を中心に抽出
41	関西学院大学	○	研究推進社会連携機構が日常的モニタリングを通じて、i) 特定業者との取引が多い課題、ii) 出張・研究支援者の雇用が多い課題等を抽出
42	兵庫医科大学	○	①監査未実施研究室の課題、②支出が年度末に偏っている課題、③研究代表者が非常勤講師の課題 ④業務委託費支出がある課題、⑤年度途中転入者の課題を抽出
43	鳥取大学	○	①旅費、人件費を除いた総執行額が50万円以上の課題のうち、1月末の旅費、人件費を除いた執行率が50%以下の課題から無作為抽出 ②監査前年度を最終年度とする課題から無作為抽出 ③繰り越し分と当該年度分のある課題から抽出 ④旅費、人件費、利用者負担金を除いた総執行額が100万円以上の課題のうち、旅費、人件費、利用者負担金を除いた執行額の70%以上が同一業者との取引である課題から無作為抽出 ⑤雇用、謝金の総執行額が50万円以上の課題又は謝金の執行がある課題から無作為抽出 ⑥旅費の執行が50万円以上ある課題から無作為抽出 ⑦固定資産や少額物品（10万円以上等）の可能性のある執行がある課題から無作為抽出 ⑧残りの課題から抽出 また、特別監査は、平成23年度下期からは、300万円以上の研究者から抽出
44	岡山大学	○	採択課題数が多いため、全ての案件発注内容等を確認することは業務負担が大きく非効率のため、平成23年度実施内部監査分においては、各経費課題数の合計のおおむね10%について、物品購入等発注機会がより多数である配分経費額の大きい課題から抽出している。また、平成24年度以降については、各経費課題数の合計のおおむね10%を抽出することは平成23年度と同様であるが、新たに、配分経費の内訳等の実情（不正リスクを勘案し、原則、研究課題配分経費額の多い課題かつ人件費・謝金配分額の多い課題から選定）に応じた抽出を行っている。
45	広島大学	×	採択課題数が多いため、全ての案件発注内容等を確認することは業務負担が大きく非効率のため、無作為抽出
46	下関市立大学	○	科研費の研究課題が少ないことから前年度採択事案を全て監査対象としているため
47	岡山理科大学	○	各学部から2件ずつ抽出し、半数以上は交付金額が高い生物・医療系等を含めた抽出
48	川崎医科大学	○	支出が年度末に偏っている課題、研究支援係が執行内容の適正性の確認を要すると判断した課題、旅費に執行が大きく偏っている課題、消耗品費で事務用品の購入が高い比率で占められている課題を中心に抽出
49	広島国際大学	○	全件を監査対象
50	徳島大学	○	基盤研究（S）、基盤研究（B）等全ての採択研究種目の交付金額上位の補助事業を監査対象として抽出 ※平成25年度からは、i) 研究者のみによる発注案件が多い課題、ii) 取引業者に偏りがある課題、iii) 基金化されていない研究費に係る課題などリスクが高い課題を優先的に抽出することを検討中
51	香川大学	○	課題の半分を不正発生要因（発注が多い事業者等）に照らして抽出。

52	愛媛大学	○	外部資金を多く利用している課題、交付金が多い課題、部局のバランスを考慮し課題を抽出
53	高知大学	×	無作為抽出
54	高知工科大学	×	無作為抽出
55	徳島文理大学	○	全件について通常監査及び特別監査を実施
56	九州大学	○	担当部局、研究種目のバランス、他の課題で監査対象となっていないといった点を考慮した上で、交付金額の高い課題から抽出
57	九州工業大学	×	無作為抽出
58	佐賀大学	×	学部及び研究種目のバランスを考慮して抽出
59	九州歯科大学	×	研究課題の内容について考慮したことはなく、無作為抽出。前任者からの申し送りもなく、文部科学省から示された基準もなかったため
60	久留米大学	○	公認会計士へ依頼する際に i) 前年度監査対象となった課題は除外すること、ii) 科研費ハンドブックに規定している監査課題数を監査すること、iii) 課題をバランスよく（若手研究、基礎研究等の数）抽出することを求めている
61	福岡大学	×	無作為抽出（平成 25 年度からは不正リスクも考慮して抽出を実施）

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-③① 調査した61大学における内部監査手法の導入状況

NO	大学名	証憑類の 監査	物品の 現地実査	旅費の 実態確認	謝金の 実態確認	取引業者が保 管する資料と の突合等	執行状況 分析	研究者 ヒアリング
1	北海道大学	○	●	●	●			
2	室蘭工業大学	○	●	○	●		○	
3	旭川医科大学	○	●		●		○	
4	札幌医科大学	○	●					
5	北海道工業大学	○						
6	酪農学園大学	○	●					●
7	北海道医療大学	○	●					●
8	岩手大学	○	○●	●	●	●		
9	東北大学	○	●	●		●		
10	山形大学	○	○					
11	福島県立医科大学	○	●	●	●	●		
12	岩手医科大学	○	●	●		●		●
13	東北工業大学	○	●				○	
14	東北薬科大学	○	○			○		
15	東京大学	○●		●	●	●		
16	東京学芸大学	○	○		○			○
17	東京農工大学	○	●	●	●	○		
18	都留文科大	○		●	●			
19	横浜市立大学	○	●		●			
20	上智大学	○	●	●	●			●
21	昭和薬科大学	○	○					
22	玉川大学	—						
23	法政大学	○	●		●	●		●
24	千葉工業大学	○	○●	●	○	○●	○	●
25	明治大学	○●	●	○●				●
26	金沢大学	○	●	●	●	○	●	
27	岐阜大学	○	●	○	●	●	○	●
28	名古屋大学	○	●	●	●	●	○	●
29	名古屋市立大学	○	●	●	●	●		
30	金沢医科大学	○	●					●
31	愛知学院大学	○	●			●		
32	愛知工業大学	○	●					
33	中部大学	○						●
34	愛知医科大学	○	●					●
35	奈良先端科学技術大 学院大学	○	●	●	●			●
36	京都大学	○	●	●	●	●		●
37	大阪大学	○	●		●	●		●
38	和歌山県立医科大学	○	○			○		
39	京都薬科大学	○	●					●
40	関西大学	○	●					●
41	関西学院大学	○	●		●	●		●
42	兵庫医科大学	○				●		●
43	鳥取大学	○	○●		○●	●		
44	岡山大学	○	●	○	●		○	●
45	広島大学	○	○●		○●			●
46	下関市立大学	○						
47	岡山理科大学	○	●	●	●	●		
48	川崎医科大学	○	○		○	●		
49	広島国際大学	○	●					●
50	徳島大学	○	●	●	●	●		●
51	香川大学	○	○	○	○			
52	愛媛大学	○	●					●
53	高知大学	○	●					●
54	高知工科大学	○	●					
55	徳島文理大学	○	●					
56	九州大学	○	○		●	●		●
57	九州工業大学		○●					●
58	佐賀大学	○	●			●		
59	九州歯科大学	○						
60	久留米大学	○	●					●
61	福岡大学	○●	●	○		○●		

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 表中の○は通常監査を、●は特別監査を表す。
 3 平成23年度通常監査を実施していない玉川大学を除く。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑳ 不正使用事例が発覚した24大学の68事例における発覚の端緒

区 分	事例数	備 考
外部調査機関による調査	31	会計検査院、税務署等による取引業者に対する対面調査
一斉調査を踏まえた大学における内部調査	8	一斉調査：文部科学省の「不適切な経理に関する調査」
内部監査	1	
他の補助金の不正使用等による内部調査	5	
その他（他大学の事例から発覚）	2	
通 報	20	
内部通報	7	
マスコミ等外部通報	9	
通報者不明（匿名等）	4	交付機関に対する通報
不明	1	
合 計	68	—

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-③ 内部監査における指摘があった41大学における指摘内容等

大学名	指摘事項内容
北海道大学	①出勤簿の押印、②年度末の物品購入、③ルールを逸脱して処理に関する理由書による処理、④帳票の管理徹底、⑤物品の納品検収、⑥物品管理、⑦旅費（行程に私的事項）、⑧支出費目
室蘭工業大学	①消耗品の3月納品、②検収印の押印漏れ、③出勤簿の押印、④学外者の旅費（航空機半券未添付）
酪農学園大学	①出納簿（科研費学長口座）誤記、②収支簿記載漏れ、③納品書（旅客運賃）の記載明細不整合、④出張（公用車利用）証拠書類不足
北海道医療大学	①図書購入手続における支払の承認の効率的な手順、②「科学研究費補助金の使用要領」（書類不備の多いケースや事例集を加え、分かりやすくする）、③請求書等の承認印漏れ、出張報告書の未提出、④教育研修の教員の出席を促す工夫、⑤間接経費執行実績報告の公表方法（HP等）、⑥物品購入1社集中。複数業者が利用できる環境整備、⑦科研費の書類整備・振込支払い業務の複数職員化、モニタリング機能を加えた体制強化、⑧コンプライアンスの啓発、周知
岩手大学	物品購入1社集中
東北大学	①研究分担者からの経理事務の委任状提出漏れ、②委任状の委任先の誤り、③研究分担者承諾書が保管されていない、④実績報告書の記載誤り、⑤役務契約の検収未実施、⑥旅費の調整誤り、⑦旅費及び謝金の支払遅延、⑧遠隔地に納品された物品の検収
山形大学	研究助成金が学内規程どおり取り扱われていない
東京大学	①単純労務謝金の支給に関する業務完了確認不十分、②物品購入及び旅費支払と研究課題の関連性不明瞭、③補助事業を行う年度に属さない経費を計上していた事例（いずれも返還措置済み又は返還手続中）、④合算使用の取扱いルールに対して認識不足であった事例
東京学芸大学	①申請書類訂正印漏れ、日付記載漏れ、②出張報告書の出張先の相手方や協力者等の氏名の明記、③立替払のポイントの適正処理について、④勤務時間管理等が研究者任せ、大学の管理部門が勤務実態未把握
東京農工大学	①検収行為の定められたフローと異なる取扱い、②支出費目の入力誤り
都留文科大学	①記載情報の統一、②確認の徹底、③情報の蓄積
横浜市立大学	少額備品及び消耗品として購入したデジタル機器の所在不明のものについて捜索し、結果報告
上智大学	①納品書・請求書等証憑書類の宛先不備、②備品、用品以外の納品書の検収印不備、③支払申請書、伝票の担当者印、査印不備、④出張書類の日付、添付書類不備、⑤出張の旅費計算書と出張報告書の不整合から旅費過払い判明。事実関係調査を行い、独立行政法人日本学術振興会に報告、返金手続。
千葉工業大学	①立替払理由書添付、②旅費過払、③理由書、出張報告書の整備確認、④購入図書の研究終了後の図書登録、⑤請求書類の自署、⑥日帰り打合せの証明書類添付
明治大学	①日付及び宛先不備、業者に依頼、②謝金未払、③消耗品の未使用分のストック防止のため早めの執行、④研究者に対する督促を怠らないこと
金沢大学	①補助金の使用前の念書の提出、②見積書訂正の業者の代表者印の押印、③申請書の記載及び伝票の入力の際の支払経費確認、④契約関係書類に「成果物」添付、⑤検収事務担当者の押印又はサイン徹底、⑥事実に基づいた書類整備、⑦出張報告書の実際の作成日記載、⑧外国出張日記作成、⑨出張以前に理由書徴収、⑩謝金ではなく業務委託契約で処理、支給金額の根拠明示、⑪納品書の日付不備、⑫備品シール貼付、⑬出張報告書の検証可能な書類整備、⑭所属組織に対する出張依頼、⑮出勤表の業務内容の本人記載、⑯研究全体の進捗状況を踏まえた計画的な執行
岐阜大学	①緊急かつ支払方法が限定された案件のみの立替払、②年度末に予算執行が集中、③契約職員の勤務状況の確認、④出張報告書の記載不備
名古屋大学	①外貨立替払のレート換算日を誤って処理、②学会参加日に、研究作業に従事として謝金支出、③短期雇用者の通勤手当未支給、④勤務時間重複、⑤交付内定前の支払、⑥旅費の妥当性、⑦交通費の二重支給、⑧源泉徴収税の支出漏れ
名古屋市立大学	①旅費執行（バック代金と宿泊代の支給）、②通信費執行（送付目的等の記入漏れ）、③謝金執行（出勤表への記名、押印漏れ）、④分担金の銀行振込依頼書（振込依頼日の記載欄なし）、⑤物品購入（購入理由書の未添付）
金沢医科大学	①申請書類の訂正印漏れ、委任状の日付なし、②出張証明（連携研究者の出張承諾書類添付）、「緊急」物品購入理由、③前勤務先で購入した物品の本学の備品ラベル添付、④出張日程の理由（日程延長したが、収支簿の日程に反映せず）
愛知学院大学	○証拠書類の日付、宛名不備

愛知工業大学	①見積書の日付、伺書、物品供給契約書の相違、②調達課、会計課の予算確認の日付が見積書の日付より早い、③出張伺書起案の前に、航空券及び学会参加費支払、④クレジットカード利用明細未添付、⑤納品書の日付と検収印の日付がかい離、⑥海外出張の本学規程の宿泊料（定額）と実際の宿泊料に大きな相違 指摘内容は、いずれも監査人が指摘した記録として残したが、特に以下の3点は、大学として問題ないと考えている。 ③は、本人が立替えたものであるので何も問題はない。 ⑤納品書の日付と検収印の日付がかい離・・・納品日に必ず検収人が滞在しているとは限らない。 ⑥規程に則り支給しているため問題はない。 ①、②、④については、事務上の取扱いミスであったため方法を見直す。
奈良先端科学技術大学院大学	①研究者が申請額以上に立替申請による予算執行している課題、②アルバイト謝金の出勤表が旧様式、作業実施確認者の確認印漏れ
京都大学	①補助事業以外の用途に使用する目的で購入した物品代金を誤って支出（返還措置）、②1件50万円以上の国際シンポジウム開催に係る請負契約が、分割して教員発注、③検収担当者による検収未実施、検収日記載誤り、時間外納品、郵送等の未記載、④日当、宿泊料の支給誤り（返還措置）、⑤謝金支給（勤務時間の管理が勤務ごとに未実施）⑥立替払の重複（返還措置）
大阪大学	①見積金額50万円以上の教員発注（物品は実在）、②派遣契約管理台帳の「指揮命令者」の確認印が契約書に定める指揮命令者と相違、③出張報告書の記載漏れ、旅行証明書類（航空券半券及び領収書、鉄道乗車券、宿泊先の領収書等）未添付、④教員の出張、休暇中の特任研究員、アルバイトの業務確認、同一教員による勤務時間確認、⑤備品シール未貼付（備品は実在）、⑥時間外納品の事務による現物確認漏れ、品名のない伝票による事務の納品事実確認
和歌山県立医科大学	①一定の業者への集中発注、②立替払の安易な使用、③研究費のほとんどを学会参加費・参加旅費・学会会費に使用、④備品シール未貼付
関西大学	①謝金の支払対象者の必要書類（「勤務表」）記入、押印漏れ、②必要書類の提出、押印漏れ
関西学院大学	①支払依頼票金額転記誤り、出張申請書前泊理由記載無し（前者についてはケアレスミス、後者については前泊の必要性を確認）、②国際学会参加者の飲食費証拠書類未添付、③同一日に検収対象基準未済を合計すると基準以上（検収対象基準（20万円）が実質的に機能せず）
兵庫医科大学	①年度当初の研究課題別収支簿入力額と総配分額の照合（収支簿に予算額を過大入力し、研究者が過使用）、②謝金の妥当性（支払額の根拠確認）、③他の医科大と比較して、管理部署の職員1人当たりの担当採択件数や金額が多く、事務負担が重い、④備品シール不備、⑤研究室で支払書類が滞り、4月から12月に購入した物品の代金が3月末に支払
鳥取大学	①必要な決裁が行われていない、②研究費の計画的執行を促すための督促方法の検討
岡山大学	①旅行命令に伴う休日の振替日が出勤簿に未表示、②納品物品の受領日が誤り、③学会参加費支出に伴う立替払処理に食事代が含まれている場合、日当減額させず、過払、④請求書発行日から受理までに日数を要している、⑤学会参加費等に係る立替払請求書提出日から受理までに日数を要している、⑥請求書等の会社印及び代表社印漏れ、請求書受理印及び検収印の受領日漏れ、⑦科学研究費補助金の収支簿の計上費目誤り
広島大学	①クレジットカード利用のガイドライン作成の必要性、②10万円未満の情報機器等物品の管理・取扱いに関する運用ルールの作成の必要性、③研究期間終了直前で機器購入があった場合における必要理由を明らかとする際の運用ルール作成の必要性、④業者が発行する納品伝票の日付欄未記載及び手書き、⑤出張報告書の記載内容及び添付資料周知、⑥旅行命令と出張報告書の旅行期間の相違、不適切な旅程、⑦研究費目の費目誤り
岡山理科大学	①特注ではないものに“〇〇用”との記入、②納品書の日付と物品検収の日付に相違
川崎医科大学	①年度末に執行が偏ったものが見受けられたことから使用目的の再確認（適正に執行）
香川大学	①年度末の執行が多く、計画的な執行、②事務補助者謝金のまとめた支払（2か月分）
愛媛大学	①出張報告書の作成（旅費の精算）が遅い、②出張報告書の記載内容が不明確、③日付不備、④立替払に関するルールの周知徹底、⑤毒物・劇物の管理について、保管庫に不施錠の状況
高知工科大学	①執行目的の明確化、②証拠書類の整理、③選定理由の明確化、④年度末購入、⑤支払の迅速化
九州大学	①科研費で雇用している学術研究員の給与支給不足、②実績報告書（収支決算報告書）の費目計上誤り、③出張等で不在の場合の学生アルバイト等の作業従事確認欄に研究代表者名しか記載されず、依頼を受けた者の氏名未記載、④出張報告書に具体的な用務未記載、漏れ、学会等の開催パンフレット（開催日程等が分かるもの）未添付、⑤出張等で購入依頼者が不在の場合の物品受領について、購入依頼者が受領したことになる、⑥毒物劇物の使用簿への受入日の記載誤り、管理責任者以外の者が保管庫の鍵を管理、⑦研究者発注の限度額や不正防止対策の周知不足

九州工業大学	①旅行精算報告書の用務遂行（会議等）が詳細なものと簡略なものがあり、最低限の記載を求めるための工夫、②学生を出張させる場合、必要書類（出張依頼書、出張承諾書）の統一化、③長期にわたり謝金支出をしているケースがあり、雇用との違いについて、明確な基準と運用整備
九州歯科大学	①研究に関する物品の必要性の証明（研究費の約半分がパソコン関連に使用され、汎用性の観点から検討する必要）、②外国旅費について、日程表の添付
福岡大学	インクトナーのみで約40万円の購入の必要性の確認

（注） 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-③④ 平成23年度に科研費の配分（新規採択＋継続分）を受けている703大学のうち、ガイドラインに基づく取組事項7項目全てをホームページで公表していない185大学の科研費配分額等

（単位：件、千円）

採択件数の多い順番	大学区分	採択件数	直接経費 (a)	間接経費 (b)	合計 (a+b)
1	私立大学	313	530,288	157,647	687,935
2	私立大学	210	304,150	91,245	395,395
3	公立大学	143	276,050	82,815	358,865
4	公立大学	143	218,800	65,640	284,440
5	私立大学	136	170,710	51,213	221,923
6	私立大学	133	235,930	69,549	305,479
7	私立大学	77	98,900	29,670	128,570
8	私立大学	69	199,260	53,268	252,528
9	私立大学	62	70,371	21,111	91,483
10	私立大学	53	77,750	23,325	101,075
11	私立大学	37	50,400	15,120	65,520
12	私立大学	32	43,500	13,050	56,550
13	私立大学	29	33,120	9,936	43,056
14	私立大学	26	32,300	9,690	41,990
15	公立大学	25	38,415	11,524	49,939
16	私立大学	22	44,680	13,404	58,084
17	私立大学	20	18,900	5,670	24,570
18	公立大学	20	15,400	4,620	20,020
19	公立大学	19	21,800	6,540	28,340
20	私立大学	19	25,264	7,579	32,843
21	私立大学	18	16,600	4,980	21,580
22	公立大学	18	24,800	7,440	32,240
23	公立大学	17	18,900	5,670	24,570
24	私立大学	16	18,900	5,670	24,570
25	私立大学	16	17,500	5,250	22,750
26	私立大学	16	14,500	4,350	18,850
27	私立大学	16	24,000	7,200	31,200
28	私立大学	16	15,710	4,713	20,423
29	公立大学	15	17,000	5,100	22,100
30	私立大学	15	24,700	7,410	32,110
31	私立大学	15	14,800	4,440	19,240
32	私立大学	15	11,900	3,570	15,470
33	私立大学	15	20,000	5,040	25,040
34	私立大学	14	18,400	5,100	23,500
35	私立大学	14	26,300	7,890	34,190
36	私立大学	13	11,300	3,390	14,690
37	私立大学	13	18,660	5,598	24,258
38	私立大学	13	10,700	3,210	13,910
39	私立大学	13	15,500	4,650	20,150
40	私立大学	13	18,200	5,460	23,660
41	公立大学	12	15,800	4,740	20,540
42	公立大学	12	10,940	3,282	14,222
43	私立大学	12	13,800	4,140	17,940

44	私立大学	11	21,500	6,450	27,950
45	私立大学	11	15,800	4,740	20,540
46	公立大学	10	9,300	2,790	12,090
47	私立大学	10	13,300	3,990	17,290
48	私立大学	10	12,100	3,630	15,730
49	私立大学	10	11,800	3,540	15,340
50	私立大学	10	25,500	7,650	33,150
51	私立大学	10	10,200	3,060	13,260
52	私立大学	10	18,100	5,430	23,530
53	公立大学	9	8,100	2,430	10,530
54	私立大学	9	8,900	2,670	11,570
55	私立大学	9	10,400	3,120	13,520
56	私立大学	9	5,000	1,500	6,500
57	公立大学	8	11,000	3,300	14,300
58	私立大学	8	7,500	2,250	9,750
59	私立大学	8	7,300	2,190	9,490
60	私立大学	8	10,200	3,060	13,260
61	私立大学	8	16,900	5,070	21,970
62	私立大学	8	11,800	3,540	15,340
63	私立大学	8	6,600	1,980	8,580
64	私立大学	8	8,600	2,580	11,180
65	公立大学	7	8,500	2,550	11,050
66	公立大学	7	5,100	1,530	6,630
67	私立大学	7	6,600	1,980	8,580
68	私立大学	7	10,500	3,150	13,650
69	私立大学	7	7,800	2,340	10,140
70	私立大学	7	6,200	1,860	8,060
71	私立大学	7	9,000	2,700	11,700
72	私立大学	7	7,200	2,160	9,360
73	私立大学	7	8,700	2,610	11,310
74	私立大学	7	12,100	3,630	15,730
75	私立大学	7	5,500	1,650	7,150
76	私立大学	7	9,100	2,730	11,830
77	公立大学	6	5,500	1,650	7,150
78	公立大学	6	7,000	2,100	9,100
79	私立大学	6	15,900	4,770	20,670
80	私立大学	6	4,200	1,260	5,460
81	私立大学	6	9,900	2,970	12,870
82	私立大学	6	6,600	1,980	8,580
83	私立大学	6	11,200	3,360	14,560
84	私立大学	6	5,240	1,572	6,812
85	私立大学	6	5,900	1,770	7,670
86	私立大学	6	3,300	990	4,290
87	私立大学	6	14,700	4,410	19,110
88	私立大学	6	8,300	2,490	10,790
89	私立大学	6	10,400	3,120	13,520
90	私立大学	6	7,900	2,370	10,270
91	私立大学	6	5,800	1,740	7,540
92	私立大学	6	4,800	1,440	6,240

93	私立大学	6	15,020	4,506	19,526
94	私立大学	6	8,600	2,580	11,180
95	私立大学	6	7,100	2,130	9,230
96	私立大学	6	6,700	2,010	8,710
97	私立大学	6	7,100	2,130	9,230
98	公立大学	5	5,200	1,560	6,760
99	公立大学	5	8,900	2,670	11,570
100	私立大学	5	4,600	1,380	5,980
101	私立大学	5	4,200	1,260	5,460
102	私立大学	5	4,200	1,260	5,460
103	私立大学	5	8,700	2,610	11,310
104	私立大学	5	4,800	1,440	6,240
105	私立大学	5	8,300	2,490	10,790
106	私立大学	5	3,000	900	3,900
107	私立大学	5	3,500	1,050	4,550
108	私立大学	5	6,400	1,920	8,320
109	私立大学	5	4,600	1,380	5,980
110	私立大学	5	4,600	1,380	5,980
111	私立大学	4	25,500	1,260	26,760
112	私立大学	4	3,400	1,020	4,420
113	私立大学	4	3,600	1,080	4,680
114	私立大学	4	2,600	780	3,380
115	私立大学	4	2,800	840	3,640
116	私立大学	4	7,100	2,130	9,230
117	私立大学	4	2,800	840	3,640
118	私立大学	4	5,500	1,650	7,150
119	私立大学	3	3,300	990	4,290
120	私立大学	3	2,900	870	3,770
121	私立大学	3	2,100	630	2,730
122	私立大学	3	3,700	1,110	4,810
123	私立大学	3	3,300	990	4,290
124	私立大学	3	3,700	1,110	4,810
125	私立大学	3	1,600	480	2,080
126	私立大学	3	1,600	480	2,080
127	私立大学	3	4,800	1,440	6,240
128	私立大学	3	3,300	990	4,290
129	私立大学	3	2,500	750	3,250
130	公立大学	3	2,400	720	3,120
131	私立大学	3	6,100	1,830	7,930
132	私立大学	3	2,100	630	2,730
133	私立大学	3	3,800	1,140	4,940
134	私立大学	2	2,200	660	2,860
135	私立大学	2	3,900	1,170	5,070
136	私立大学	2	2,700	810	3,510
137	私立大学	2	1,100	330	1,430
138	私立大学	2	2,200	660	2,860
139	私立大学	2	2,400	720	3,120
140	私立大学	2	2,000	600	2,600
141	私立大学	2	2,000	600	2,600

142	私立大学	2	700	210	910
143	私立大学	2	5,800	1,740	7,540
144	私立大学	2	3,000	900	3,900
145	私立大学	2	1,400	420	1,820
146	私立大学	2	1,700	510	2,210
147	私立大学	2	1,500	450	1,950
148	私立大学	2	1,200	360	1,560
149	私立大学	2	1,500	450	1,950
150	私立大学	2	3,300	990	4,290
151	私立大学	2	900	270	1,170
152	私立大学	2	2,600	780	3,380
153	私立大学	2	1,900	570	2,470
154	私立大学	2	2,400	720	3,120
155	私立大学	2	2,000	600	2,600
156	私立大学	2	1,200	360	1,560
157	私立大学	2	2,000	600	2,600
158	私立大学	2	2,600	780	3,380
159	公立大学	1	6,000	1,800	7,800
160	私立大学	1	1,000	300	1,300
161	私立大学	1	200	60	260
162	私立大学	1	1,100	330	1,430
163	私立大学	1	100	30	130
164	私立大学	1	300	90	390
165	私立大学	1	12,900	3,870	16,770
166	私立大学	1	1,300	390	1,690
167	私立大学	1	1,900	570	2,470
168	私立大学	1	1,100	330	1,430
169	私立大学	1	400	120	520
170	私立大学	1	1,000	300	1,300
171	私立大学	1	1,200	360	1,560
172	私立大学	1	1,600	480	2,080
173	私立大学	1	700	210	910
174	私立大学	1	500	150	650
175	私立大学	1	1,300	390	1,690
176	私立大学	1	500	150	650
177	私立大学	1	500	150	650
178	私立大学	1	500	150	650
179	私立大学	1	700	210	910
180	私立大学	1	700	210	910
181	私立大学	1	2,300	690	2,990
182	私立大学	1	700	210	910
183	私立大学	1	900	270	1,170
184	私立大学	1	1,400	420	1,820
185	私立大学	1	1,100	330	1,430
185大学の合計		2,546	3,689,858	1,090,007	4,779,866
小規模(注2)大学を除く99大学の合計		2,332	3,460,658	1,021,247	4,481,906
平均		23.6	34956.1	10315.6	45271.8

(注) 1 文部科学省の公表資料及び当省の調査結果による。

2 網掛けの大学は、採択件数が5件以下かつ配分額が1,000万円以下の小規模な研究機関である。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑳ 調査した61大学のうち、ガイドラインに基づく事項7項目のいずれかをホームページで公表していないもの

No.	大学	大学ホームページにおけるガイドラインに基づく事項の公表の有無							実施している事項を未公表としている数
		機関内の責任体系	競争的資金等の使用ルール等に関する相談窓口	通報(告発)窓口	研究者及び事務職員の行動規範	不正防止計画	不正に係る調査等に係る規程等	不正な取引に関する業者への取引停止等処分の方針	
1	酪農学園大学	○	○	○	—	—	×	—	1
2	北海道医療大学	○	×	○	○	×	×	×	4
3	山形大学	○	○	○	○	×	○	○	1
4	東北薬科大学	○	○	○	○	—	○	×	1
5	岩手医科大学	○	○	○	○	×	○	○	1
6	東京学芸大学	○	○	○	○	×	○	○	1
7	東京農工大学	○	○	○	○	×	○	○	1
8	都留文科大学	○	×	×	○	×	○	○	3
9	横浜市立大学	○	○	○	○	×	○	○	1
10	昭和薬科大学	×	×	○	×	—	○	—	3
11	玉川大学	○	○	○	○	—	○	×	1
12	明治大学	○	○	○	○	○	○	×	1
13	金沢大学	○	×	○	○	○	○	×	2
14	金沢医科大学	○	○	○	○	○	×	○	1
15	中部大学	○	○	○	○	×	○	×	2
16	愛知医科大学	○	○	○	○	×	○	○	1
17	京都薬科大学	○	○	○	○	×	○	—	1
18	関西大学	○	○	○	○	×	○	○	1
19	兵庫医科大学	○	○	○	○	×	○	○	1
20	下関市立大学	○	○	○	—	×	○	○	1
21	岡山理科大学	○	×	○	—	—	○	×	2
22	川崎医科大学	○	×	×	○	—	×	×	4
23	広島国際大学	○	×	○	×	—	×	×	4
24	高知工科大学	○	○	○	○	×	○	○	1
25	徳島文理大学	○	○	○	×	×	—	×	3
26	九州歯科大学	○	○	○	×	×	○	×	3
27	久留米大学	○	○	○	○	—	○	×	1
未公表大学数		1	7	2	4	16	5	12	
61大学のうち、それぞれの取組を実施している大学数		61	61	61	59	53	59	57	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の「○」は公表していることを、「×」は公表していないことを、「—」は該当する取組を実施していないこと(未策定)を表す。

3 上記の表は、ガイドラインに基づくいずれかの事項(7項目)自体を未実施であることにより公表していない大学を除く。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑳ 調査した61大学のうち、ガイドラインに基づく取組事項をホームページで公表していない27大学における未公表の理由

公表していない理由	大学数
公表の必要性について検討していなかったため	3大学 (岡山理科大学、広島国際大学、久留米大学)
公表に係る具体的な方針がないため	4大学 (酪農学園大学、都留文科大学、愛知医科大学、下関市立大学)
規則・規程以外のものは公表しないこととしているため	3大学 (東京学芸大学、東京農工大学、京都薬科大学)
未公表の事項については、当面、学外へ公表する必要はないと判断したため	13大学 (北海道医療大学、東北薬科大学、岩手医科大学、横浜市立大学、玉川大学、明治大学、金沢大学、金沢医科大学、中部大学、関西大学、兵庫医科大学、高知工科大学、徳島文理大学)
研究者・関係者に分かりやすく取りまとめて公表することを目標としているが、日常業務に追われてこれできていないため	1大学 (川崎医科大学)
その他	3大学 (山形大学、昭和薬科大学、九州歯科大学)

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-イ-① ガイドライン現地調査の実績（平成19年度～24年度）

（単位：回）

区分 \ 年度	平成19	20	21	22	23	24	合計
全体	30(27)	95(87)	52(42)	65(54)	61(55)	12(12)	315(277)
うち、調査対象61大学	9	27	14	14	10	4	78
北海道大学	1		1				2
室蘭工業大学		1			1		2
旭川医科大学			1				1
札幌医科大学			1				1
北海道工業大学					1		1
酪農学園大学		1			1		2
北海道医療大学		1			1		2
岩手大学		1					1
東北大学	1		1				2
山形大学				1			1
福島県立医科大学							0
岩手医科大学		1					1
東北工業大学							0
東北薬科大学							0
東京大学	1		1				2
東京学芸大学							0
東京農工大学		1		1			2
都留文科大学					1		1
横浜市立大学		1		1			2
上智大学		1			1		2
昭和薬科大学							0
玉川大学							0
法政大学		1	1				2
千葉工業大学							0
明治大学		1					1
金沢大学	1		1	1			3
岐阜大学		1		1			2
名古屋大学	1		1	1			3
名古屋市立大学	1				1		2
金沢医科大学		1					1
愛知学院大学		1			1		2
愛知工業大学							0
中部大学		1					1
愛知医科大学		1	1			1	3
奈良先端科学技術大学院大学		1		1			2
京都大学		1	1				2
大阪大学		1		1			2
和歌山県立医科大学		1		1			2
京都薬科大学							0
関西大学	1			1			2
関西学院大学		1					1

兵庫医科大学		1					1
鳥取大学		1		1			2
岡山大学		1	1				2
広島大学		1	1			1	3
下関市立大学							0
岡山理科大学							0
川崎医科大学			1				1
広島国際大学							0
徳島大学	1			1			2
香川大学						1	1
愛媛大学		1		1			2
高知大学					1		1
高知工科大学					1		1
徳島文理大学							0
九州大学		1		1			2
九州工業大学			1				1
佐賀大学						1	1
九州歯科大学							0
久留米大学	1						1
福岡大学		1					1

(注) 1 文部科学省の資料及び当省の調査結果による。

2 現地調査の実績全体には、独立行政法人、民間企業等を含む。また、括弧内は大学への現地調査の実績である。

3 網掛けの部分は、当省の調査時において、調査対象大学からは実施実績が確認できなかったものである。

図表Ⅱ-1-(2)-イ-② 平成19年度から24年度までの間に実施されたガイドライン現地調査及び科研費実地検査において指摘事項ありと認識していた大学

区分	ガイドラインに基づく現地調査 (括弧内は実施年度)	科研費実地検査 (括弧内は実施年度)
大学 (実施年度)	旭川医科大学 (21) 北海道工業大学 (23) 酪農学園大学 (20、23) 北海道医療大学 (20、23) 東京農工大学 (20、22) 都留文科大学 (23) 横浜市立大学 (20、22) 上智大学 (20、23) 法政大学 (20、21) 明治大学 (20) 金沢医科大学 (20) 愛知学院大学 (23) 大阪大学 (22) 和歌山県立医科大学 (20、22) 鳥取大学 (20、22) 川崎医科大学 (21) 香川大学 (24) 愛媛大学 (20、22) 高知工科大学 (23) 佐賀大学 (24) 九州工業大学 (21)	室蘭工業大学 (23) 北海道医療大学 (24) 東京学芸大学 (24) 東京農工大学 (20) 都留文科大学 (23) 横浜市立大学 (20) 法政大学 (20、23) 千葉工業大学 (21) 明治大学 (23) 金沢医科大学 (20) 京都大学 (23) 和歌山県立医科大学 (20、24) 京都薬科大学 (23) 兵庫医科大学 (22、24) 鳥取大学 (20) 岡山理科大学 (22) 広島国際大学 (24) 香川大学 (23) 愛媛大学 (24) 高知工科大学 (22) 徳島文理大学 (24) 九州工業大学 (24) 佐賀大学 (23) 久留米大学 (19) 福岡大学 (24)
合計	21 大学 (30 回)	25 大学 (28 回)

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-イ-③ 体制整備等自己評価チェックリストを活用していない大学の未活用理由

未活用の理由等	大学		
チェックリストは、文部科学省に報告するために作成しているものであり、業務改善とは関係がないため	2 大学 (昭和薬科大学、下関市立大学)		
チェックリストの有用性は認識しているが、どのような取組を行えばよいのか分からないため	3 大学		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="181 488 1074 589">チェックリストについて、改善する必要がある事項の一つの指標として考えており、有用性を認識している。しかし、他大学の担当者との情報交換し、改善に努めているが、具体的な改善による判定内容の向上までに至っていない</td> <td data-bbox="1074 488 1461 589">(中部大学)</td> </tr> </table>	チェックリストについて、改善する必要がある事項の一つの指標として考えており、有用性を認識している。しかし、他大学の担当者との情報交換し、改善に努めているが、具体的な改善による判定内容の向上までに至っていない	(中部大学)	(中部大学)
チェックリストについて、改善する必要がある事項の一つの指標として考えており、有用性を認識している。しかし、他大学の担当者との情報交換し、改善に努めているが、具体的な改善による判定内容の向上までに至っていない	(中部大学)		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="181 589 1074 651">チェックリストにより、文部科学省が目指している研究費の不正使用防止環境が分かり、有用性を認識しているが、業務改善にまで活用するに至っていない</td> <td data-bbox="1074 589 1461 651">(九州歯科大学)</td> </tr> </table>	チェックリストにより、文部科学省が目指している研究費の不正使用防止環境が分かり、有用性を認識しているが、業務改善にまで活用するに至っていない	(九州歯科大学)	(九州歯科大学)
チェックリストにより、文部科学省が目指している研究費の不正使用防止環境が分かり、有用性を認識しているが、業務改善にまで活用するに至っていない	(九州歯科大学)		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="181 651 1074 775">チェックリストは、科研費の管理・監査に当たっての理想的な状態を示したものであり、有用性を認識しているが、現在まで活用していなかった。先般、日本学術振興会の検査を受検し、不正防止計画の策定等の指摘を受けたこと等から、今後は活用していきたいと考えている。</td> <td data-bbox="1074 651 1461 775">(福岡大学)</td> </tr> </table>	チェックリストは、科研費の管理・監査に当たっての理想的な状態を示したものであり、有用性を認識しているが、現在まで活用していなかった。先般、日本学術振興会の検査を受検し、不正防止計画の策定等の指摘を受けたこと等から、今後は活用していきたいと考えている。	(福岡大学)	(福岡大学)
チェックリストは、科研費の管理・監査に当たっての理想的な状態を示したものであり、有用性を認識しているが、現在まで活用していなかった。先般、日本学術振興会の検査を受検し、不正防止計画の策定等の指摘を受けたこと等から、今後は活用していきたいと考えている。	(福岡大学)		

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-イ-④ 研究機関における体制整備等自己評価チェックリストの活用例

大学名	チェックリスト活用状況
東北大学	<p>更なる研究費の適正な管理・執行に努めるため、自己評価が低かったチェック項目を中心に対応方策を検討している。</p> <p>一例として、教員等から「研究費の適正な経理等に関する申告書」の提出を求め、研究費の使用について問題がないか確認するとともに、研究費の経理等に関する一般的な使用ルール等の浸透度を把握するためのアンケートを徴することにした(アンケートは、平成25年5月23日に配布し、現在、回収及び集計作業中)。</p> <p>また、研究費の執行に係る基本的事項をまとめた「経費執行ハンドブック(ダイジェスト)」を作成・配布し、意識の醸成を図ることにした(ハンドブックは、平成25年5月23日に配布済)。</p>
玉川大学	<p>チェックリストは、学術研究所における科研費運用マニュアル作成はもとより、規程改正、日々研究者に送信するメーリングリスト作成にいたるまで活用している。</p>
法政大学	<p>チェックリストの内容は常に念頭に置き、成熟度の段階的向上を目指し、活用している。さらに、チェックリストの項目だけを遵守、活用していればよいという認識で、管理が形骸化してしまわないよう、様々な観点から総合的に判断し、体制整備に努めている。</p>
岐阜大学	<p>チェックリストは、機関内の責任体系の明確化、適正な運営・管理の基盤となる環境の整備及び情報の伝達を確保する体制の確立のため重要な指針であり、これを基にして、公正研究推進室では、岐阜大学の行動規範・不正防止計画等を作成・見直している。さらに、文部科学省が毎年「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実績基準)」に基づく体制整備等の実施状況について(分析結果報告)を参考にして、今後の本学の不正防止の対策に役立て、今後の不正防止の取組・見直しの参考にしてしている。</p>
名古屋大学	<p>文部科学省が策定したガイドラインを基に研究費等の適正な運営・管理に取り組んでいる。毎年、文部科学省に提出するチェックリストで、定期的に本学の取り組みについて確認しており、チェックリストの成熟度を上げることを目標にして、研究費の不正使用防止業務に取り組んでいる。</p>
愛知工業大学	<p>本学の体制整備等の自己評価を行う重要なチェックリストと認識しており、得られた結果のレーダーチャートの分析を行い、説明会等で焦点を絞り説明するなど活用している。</p>
広島大学	<p>チェックリストについては、次のとおり、不正防止のための取組状況の整理や業務改善のために有効に利用している。</p> <p>ア チェックリストの文部科学省への提出に当たっては、チェックリストの項目別の取組状況を整理した上で成熟度の判断を行っている。</p> <p>イ チェックリストで自己評価(成熟度)が低い項目(①研究者と事務職員の間での相互理解及び問題意識の共有、②不正発生要因の分析)については、不正使用防止計画推進室会議での検討を経て、広島大学における研究費等の不正使用防止計画(第三次行動計画)における取組事項として盛り込んだ上、改善措置(①各研究科に対し研修者と事務職員が問題点を話し合う場を設けるよう依頼、②不正発生要因について体系的な整理をしたリスクマップの作成)を講じている。</p>

九州大学	必ずしもチェックリストの成熟度の高低により不正防止の取組を決定するものではないが、検証を行う際の一つの目安とし、自己点検のツールとして活用している。
佐賀大学	<p>文部科学省公表の分析結果報告に記載されている中項目ごとの全国平均を本学の成熟度が下回っている場合は、上位の評価項目を目指すものとするについて、平成 23 年 9 月 29 日開催「平成 23 年度研究費不正防止計画推進委員会」確認事項において提案・確認している。</p> <p>また、チェックリスト提出に当たっては、不正防止計画推進委員会において了承を得るが、その際に、併せてチェックリストにおける上位の評価項目を目指すための取組についても議論している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-イ-⑤ 体制整備等自己評価チェックリストに係る研究機関からの意見・要望

NO	大学名	意見の内容
1	室蘭工業大学	チェックリストの用語解説はあるものの、成熟度の定義を明確にした上で、設問をより分かりやすいものにしてもらえれば、さらに的確な判定ができるのではないかと。
2	北海道医療大学	自己評価のチェックリスト項目の中には、基準が曖昧で判断に困るようなものがある。 例えば、チェックリスト3-①「研究現場における研究費の使用について問題がないのか把握し、研究者と事務職員で問題点について共有していますか」との項目の評価で、成熟度3に「…定期的に話し合う場を通じて…」と評価項目が設定されているが、「定期的」が曖昧で判断が難しいため、成熟度を「2」として評価しなければならないというようなことがある。
3	岩手大学	多くの項目において、成熟度3に「定期的」「常時」等の文言が盛り込まれ、レベルがひととき高く設定されているため、成熟度3を目標とし、厳しく自己評価を行ってきた。
4	東北大学	① 成熟度は1から5までのステップとなっているが、必ずしもステップとなっていない場合があるのではないかと（成熟度3に「定期的」「体系的」という文言があるため、レベルが高くなり、成熟度4以降のレベルをクリアしていても、成熟度2に止まる場合がある。）。 ② 1から5までのステップではなく、1から5までいくつクリアしているかという設問の方が分かりやすい。
5	山形大学	① 成熟度3に「定期的」「体系的」という文言があるため、レベルが高くなっている箇所がある。 ② 取りあえず、成熟度3を目標として、ここに至っていないところを改善しようと考えている。
6	金沢大学	チェックリストの設問が分かりにくいということではないが、大学の実態と合わない設問がある（項目1-②について、成熟度「3」及び「4」の事項を実施しているものの、「2」にあるマニュアルを作成していないことから、作成運用上、成熟度は「1」と判定せざるを得ない。しかし、「1」は、「研究現場で行われる研究費執行の事務処理は、研究者又は研究室の秘書等に任せている」場合であり、研究費の事務処理は全て学部事務室等の事務局が行っており、「1」には該当はせず、判定と実態との間に齟齬が生じている。）。
7	金沢医科大学	研究費のモニタリングに関する事項は、成熟度の2と3の違いが判然としないものがあると思う。
8	京都大学	項目1-①の成熟度5の評価項目にある「全ての研究者」とする表現（限定される）はいかがなものか。

9	京都薬科大学	<p>チェックリストの設問内容を改善してほしい（チェック項目のうち、5-①「モニタリングは、関係部署と連携しながら取り組まれていますか。」においては、成熟度2が「1」に加え、研究活動の支援を担当する部署においても、研究費の執行に関するモニタリングを行っている。」（成熟度3も同様）とされており、支出を担当する部署とは別途、研究活動の支援を担当する部署が設置されていることが前提となっている。当大学は、小規模校であり、支出担当部署の会計課が研究活動支援業務を担当し、会計課のモニタリングを客観的に再チェックするため、別途、内部監査員が支払後の事後チェックを悉皆で実施している。このように実質的な代替措置を講じているものの、設問の形式的要件の制約から、成熟度の評価は1にとどまっている。）。</p>
10	広島国際大学	<p>チェックリストの項目3-②（不正の起こりうる要因や背景を把握し、対策を講じていますか。）について不正の起こりうる要因や背景を把握・分析し、体系的な整理手法について、具体的な取組事例等あれば御教授願いたい。</p>
11	香川大学	<p>大学の実態と合わない設問がある。 （項目1-③（部局責任者等は、研究者と事務職員の相互理解の促進に努めていますか）の成熟度は2（研究者からの相談内容及び回答を、部局等全ての研究者及び事務職員に必要な応じ周知させている。）であるが、成熟度4の不正防止要因把握や防止対策の検討を行っているが、成熟度3の話し合いの場を定期的（年1回）に開催することができていない。当大学は、学部が分散していることもあり定期的な開催は難しい。）</p>
12	愛媛大学	<p>大学の実態と合わない設問がある。 （チェックリストの項目1-③は、平成23年度及び24年度とも成熟度2であり、成熟度3は、問題を話し合う機会を定期的（年に1回以上）に開催することとされている。モニタリング、監査等において、研究現場の問題点について個々に関係者との話し合うことは多いが、この研究現場の問題点のみを議題にして定期的に話し合うことは、関係者も多く、かつ業務多忙のため調整が難しい。これがクリアできれば研究費の不正要因の把握、その防止対策を行っており、成熟度4となる。）</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-イ-⑥ 科研費実地検査の実績（平成19年度～24年度）

（単位：回）

区分	年度	平成19	20	21	22	23	24	合計
全 体		21	59	47	56	64	67	316
	(文部科学省実施)	(21)	(36)	(26)	(32)	(27)	(30)	(172)
	(学術振興会実施)	(一)	(23)	(21)	(24)	(37)	(37)	(144)
うち、調査対象 61 大学		8	16	6	5	15	18	68
	(文部科学省実施)	(0)	(0)	(0)	(3)	(6)	(6)	(15)
	(学術振興会実施)	(0)	(0)	(0)	(2)	(9)	(12)	(23)
	(合同による実施)	(8)	(16)	(6)	(0)	(0)	(0)	(30)
北海道大学		1						1
室蘭工業大学			1			1		2
旭川医科大学							1	1
札幌医科大学								0
北海道工業大学								0
酪農学園大学								0
北海道医療大学							1	1
岩手大学			1					1
東北大学					1			1
山形大学								0
福島県立医科大学								0
岩手医科大学			1					1
東北工業大学								0
東北薬科大学							1	1
東京大学		1				1		2
東京学芸大学							1	1
東京農工大学			1					1
都留文科大学						1		1
横浜市立大学			1	1				2
上智大学								0
昭和薬科大学								0
玉川大学								0
法政大学			1			1		2
千葉工業大学				1				1
明治大学						1		1
金沢大学		1			1			2
岐阜大学							1	1
名古屋大学		1		1				2
名古屋市立大学		1				1		2
金沢医科大学			1					1
愛知学院大学							1	1
愛知工業大学								0
中部大学							1	1
愛知医科大学				1				1
奈良先端科学技術大学院大学			1			1		2
京都大学			1			1		2
大阪大学								0

和歌山県立医科大学		1				1	2
京都薬科大学					1		1
関西大学	1						1
関西学院大学		1				1	2
兵庫医科大学		1		1		1	3
鳥取大学		1				1	2
岡山大学			1		1		2
広島大学			1		1		2
下関市立大学							0
岡山理科大学				1			1
川崎医科大学						1	1
広島国際大学						1	1
徳島大学	1						1
香川大学					1		1
愛媛大学		1				1	2
高知大学					1		1
高知工科大学				1			1
徳島文理大学						1	1
九州大学		1			1		2
九州工業大学						1	1
佐賀大学					1		1
九州歯科大学							0
久留米大学	1					1	2
福岡大学		1				1	2

(注) 1 文部科学省の資料及び当省の調査結果による。

2 網掛けの部分は、当省の調査時において、調査対象大学からは実施実績が確認できなかったものである。

事例表Ⅱ-1-(2)-ア-① 不正防止計画の実効性の確保に問題が認められる事例

大学名	採択件数	交付金額
愛知学院大学	70 件	122,900 千円
<p>(事例内容)</p> <p>「学校法人愛知学院における公的研究費等の取扱規程」(平成 22 年 6 月 1 日施行)では、不正使用の防止計画を推進するため、統括管理責任者(最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について組織全体を統括する実質的な責任と権限を有する者で、学監をもって充てる。)を長とする不正防止計画推進委員会を設置し、同委員会は、次の内容を実施することとされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公的研究費等の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること ② 前号に基づき不正防止計画を作成・推進し、関係部局と協力し不正発生要因に対する最善策を講ずること ③ 本学院教職員の行動に関する規範の浸透を図るための方策を推進すること ④ 不正使用の防止計画を策定し、これに基づく業務の推進及び管理を行うこと ⑤ 不正使用の防止に向けた取組みの状況を学内外に公表するとともに、その施策を推進すること <p>また、学校法人愛知学院における公的研究費等の不正防止計画(平成 22 年 6 月 1 日策定)では、同委員会は、上記に加え、研究費の適正な運用・管理について実効性のある監査を実施することとされている。</p> <p>しかし、同委員会は設置されておらず、上記の取組が実施されていないことから、次のとおり、不正防止計画の実効性の確保に問題が認められる状況がみられた。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 不正防止計画は、公的研究費に係る事務を担当する部署(研究支援課)が事務的に作成したものとなっており、不正発生要因の把握・分析結果に基づいて作成されておらず、計画の取組事項の達成状況に係る検証も未実施となっている。 ② 科研費の使用ルール等に関する研究者及び事務職員の浸透度・理解度に係るアンケートを平成 24 年 1 月に実施しているが、全体集計のみにとどまり結果の分析が実施されておらず、その後の活用についても未検討となっている。 		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料(平成 24 年 3 月 16 日)による。
なお、交付金額には、間接経費は含まない。

事例表Ⅱ-1-(2)-ア-② 不正防止計画から逸脱した行為が放置されている事例

大学名	採択件数	交付金額
下関市立大学	9件	1,010千円

(事例内容)

「下関市立大学における公的研究費に関する不正防止計画」(平成24年9月策定)では、「公的研究費に係る事務処理については、研究者と事務職員の権限と責任を明確に定め、理解の共有を図るとともに、関係規程と業務実態がかい離していないか把握し、適切な公的研究費の運営・管理を行う。」こととされている。

しかし、同大学では、大学全般の旅費規程や物品購入等の際の契約事務取扱規程、臨時職員就業規則等を定めているものの、研究者の意向を受けて、表1のとおり、科研費の執行に限って当該規程等の一部を適用せず、①旅費の宿泊費については、本来、実費支給のところを定額支給、②物品購入については、本来、事務局が複数の業者から見積書を徴取の上発注するところを研究者が業者から見積書を徴取せずに発注可能、③臨時職員の雇用については、本来、賃金の額は業務内容によって理事長が決定するところを研究代表者の意向を踏まえて決定等、科研費の執行手続が明確な根拠のないまま運用されている。

表1 科研費の執行手続が明確な根拠のないまま運用されている状況

区分	本来の経費執行	科研費の経費執行
旅費	精算払により実費相当額及び日当を支給	定額支給(宿泊料、正規料金の交通費及び日当) ※ ただし、ビジネスパックを利用したことが把握できる場合は当該利用料金を基本として支給。また、航空機の運賃は実費を支給。
物品購入	事務局発注 (随意契約による場合は、事務局が複数の事業者から見積書を徴取の上、金額が低い事業者を購入先として選定)	研究者発注 (購入先となる事業者については研究者が自由に選定できることとしており、見積書の徴取の義務付けなし)
立替払	立替払の範囲は、軽微なものであり、かつ立替払いをしないと事務の執行に支障を及ぼす場合に限定	物品購入は原則として全て研究者による立替払 (研究者が必要な物品を立替払で購入後、領収書等関係書類を事務局に提出して立替払金額を請求)
臨時職員の雇用	<ul style="list-style-type: none"> 臨時職員の採用は選考によるものとし、採用しようとする職員に対しては事務局から労働条件を記載した文書を交付 採用された臨時職員は、履歴書、雇用契約書等を事務局に提出 賃金の額は業務内容によって理事長が決定 	<ul style="list-style-type: none"> 研究者が研究目的で臨時職員を雇用する場合は、履歴書兼雇用承諾書を事務局に提出(平成24年9月以降税務署からの指導を受けて開始) 賃金や謝金の額は、研究代表者の意向を踏まえて決定

また、研究者使用ルールでは、研究代表者及び研究分担者は、直接経費により購入した設備等を購入後直ちに研究機関に寄付しなければならないと定めている。しかし、表2のとおり、同大学の科学研究費補助金事務取扱要領では、科研費により購入した物品の大学への寄付について、対象を「購入金額が1万円以上の物品(比較的長時間(通常の状態では概ね1年以上)使用保存に耐えうるものを除く)及び図書」と規定し、これに基づいた運用が行われているため、通常の状態でおおむね1年以上使用可能な設備等に係る寄付の手続が行われていない状況となっていた。

表2 公立大学法人下関市立大学科学研究費補助金事務取扱要領<抜粋>

(補助金の支出)

第7条 研究代表者等は、補助金の支出に当たっては、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に掲げる手続きを行うものとする。

(1) 物品費

研究代表者等は物品を購入した場合、事務局職員による納品検査を受けた後、科学研究費補助金経費支出要求書(様式第5号)に領収書等関係書類を添付し、事務局に提出するものとする。なお、購入金額が1万円以上の物品(比較的長期間(通常の状態でおおむね1年以上)使用保存に耐えるものを除く)及び図書(年度版を除く)については、独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究等)取扱要領第21条の規定に基づき寄付採納願(様式第6号)を事務局に提出するものとする。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

2 (略)

(注) 下線は当省が付した。

なお、下関市立大学では、当省の現地調査後の平成25年9月5日に当該要領を改正し、購入した物品が、購入金額1万円以上の物品である場合又は購入金額1万円未満であっても比較的長時間(通常の状態でおおむね1年以上)の使用保存に耐える物品である場合は、大学への寄付の手続きを行うこととしている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料(平成24年3月16日)による。

なお、交付金額には、間接経費は含まない。

事例表Ⅱ-1-(2)-ア-③ 不正防止計画策定に当たって、不正事例に係る不正発生要因分析が不十分なため、不正を防止できなかった事例

大学名	採択件数	交付金額
東京農工大学	266 件	878, 770 千円
<p>(事例内容)</p> <p>1 不正の内容</p> <p>平成 19 年度から 22 年度までに交付を受けた科研費について、研究者及び学生が出張に自家用自動車等を使用したにもかかわらず、鉄道による出張であると偽り旅費を過大請求して不正に受領し、その余剰金（19 件、計 272, 202 円）をプールして使用していたもの。平成 23 年 5 月発覚。</p> <p>2 大学の調査により判明した不正の発生要因</p> <p>① 当該研究では、自動車による出張が不可欠であった。通常であれば、学部の公用車を借用して出張するが、研究者が自動車運転免許を取得していないため使用できなかった</p> <p>② 経費を安く抑え、効率的に出張用務を遂行するためには、学内ルール違反であることは認識していたが、事前に事務職員に相談することもなく、やむを得ず、鉄道で旅費を請求して、自家用自動車を学生に運転させていた。</p> <p>③ 研究者の意識としては、不正な会計処理であったとしても研究のために行うのだから許されるのではないかという認識の甘さがあり、規則に対する順守意識にも欠けていた。</p> <p>④ 研究者が事前に事務職員に相談していれば、運転資格のある他の教員等に公用車の運行を依頼するなどの対応策も検討でき、このような事態は未然に防げた可能性もあり、教員と事務職員とのコミュニケーションの欠如も一因である。</p> <p>3 不正防止計画（平成 19 年 4 月策定）における旅費の不正事例に係る内容</p> <p>大学が、平成 19 年 4 月に策定した不正防止計画における出張旅費の架空・過大請求においては、具体例として「正規運賃と格安運賃の差額による水増し請求による大学院生の学会出席費用の捻出」と類似の例を挙げているが、その発生要因を「決裁手続きの煩雑と責任の所在の不明確」とし、不正防止計画としては「決裁手続きの単純化と責任の所在の明確化」としており、十分な要因分析に基づく不正防止計画となっていなかったと思われる。</p>		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料（平成 24 年 3 月 16 日）による。
なお、交付金額には、間接経費は含まない。

事例表Ⅱ-1-(2)-ア-④ 研修や説明会の受講が科研費等の申請の要件となっている事例

大学名	採択件数	交付金額
玉川大学	57 件	168,750 千円
<p>(事例 1)</p> <p>玉川大学では、平成 22 年度より、科研費申請予定者は学内の科学研究費助成事業応募説明会への参加が必須であることを学内ホームページに明記している。平成 23 年度においては、平成 24 年度科学研究費助成事業応募説明会を 2 日間にわたり実施し、説明会の欠席者に対しては個別説明を実施することによって、科研費の申請予定者に対して確実に説明を実施し、説明を受けなければ科研費の申請を行うことができない仕組みとしている。</p>		
大学名	採択件数	交付金額
名古屋大学	1,523 件	5,169,143 千円
<p>(事例 2)</p> <p>名古屋大学では、平成 20 年 4 月から教職員の研究費等の不正使用防止に対する意識向上のため e-learning 研修を開始していたところ、平成 21 年度に不正使用が発覚したことを受け、再発防止策の一環として、平成 22 年 9 月からは原則として全教職員を対象に通年受講できる体制とするとともに、本研修の受講を科学研究費補助金等公的研究費等の申請の要件とした。同研修では公的研究費等の使用に係る理解度テストを実施しており、テストにおいて 80 点以上(100 点満点)となることを研修の修了要件としている(80 点未満の場合は 80 点以上に達するまで何度でも受験)。平成 23 年度は、対象者 2,400 人中 2,312 人(96.3%)の研究者が同研修を受講した。</p>		
大学名	採択件数	交付金額
九州大学	1,746 件	5,322,440 千円
<p>(事例 3)</p> <p>九州大学では毎年度、科学研究費補助金公募要領等説明会(研究費不正使用防止の内容を含む「適正な研究活動に向けた説明会」を研修後半に実施)を開催するとともに、科学研究費補助金等競争的資金に応募しようとする者、翌年度継続課題が内約されて交付申請する者は、当該説明会への出席を応募・申請書類提出の条件(注)としている。</p> <p>また、研究者は、関係書類(科学研究費助成事業応募用・研究代表者連絡表)に「適正な研究活動に向けた説明会」を受講したことを「押印又は自署」しなければならないこととされている。</p> <p>九州大学では、説明会の対象者については、「平成 23 年度の e-R a d 登録者数のうち科研費応募資格有りの者」としている。このため、平成 23 年度においては 3,426 人の対象者に受講者は 303 人(8.8%)と受講率は低いが、当該説明会を受講しなければ、申請等が行えないこと、また、出席者については名簿を作成しているため、仮に出席と偽って関係書類に記入したとしても、チェックすれば分かる仕組みとなっているとしている。したがって、説明会については受講者数(率)ではなく、受講(参加)しなければ科研費の申請が行えない仕組みとなっていることが重要と考えているとしている。</p> <p>なお、九州大学は科学研究費補助金公募要領等説明会については、遠隔講義システムによる同時配信で開催している。また、欠席者に対しては、学内 W e b システムにより説明会の画像及び資料を配信し、フォローを行っているとしている。</p> <p>(注) 九州大学総長から各部署宛での通知文書(平成 19 年 10 月 4 日付け)では「科研費の交付申請を行う者については、当該説明会への出席を応募申請書類提出の条件とする」としている。説明会は過去に 1 回でも受講すれば構わないものであるが、1 回も受講していなければ応募等は不可であるとしている。</p>		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料(平成 24 年 3 月 16 日)による。
なお、交付金額には、間接経費は含まない。

事例表Ⅱ-1-(2)-ア-⑤ 業者への取引停止処分が実施されていない不正事例（3件）の概要

大学名	採択件数	交付金額
昭和薬科大学	17件	21,400千円
(事例内容)		
昭和薬科大学では、不正な取引に関与した業者の取引停止等の処分方針を策定しておらず、ガイドラインが策定された平成19年2月以降、次の不正事案が発生しているが、いずれも業者への処分は実施されていない。		
<不正事例①>		
区分	内容	
不正発覚時期	平成22年7月	
不正使用経費	学内予算	
不正使用時期	平成19年度～21年度	
不正の概要	① 平成20年度予算で申請した研究機器及び21年度予算で申請した研究用機器について、いずれも前年度以前に納入させて会計年度をまたがって不適切な処理を行った ② 平成19年度中に少なくとも426万円を消耗品代金として大学に虚偽の請求を行い支払させた（預け金）	
不正使用を行った研究者の所属	薬理学研究室	
大学公表時期	平成24年3月1日	
<不正事例②>		
区分	内容	
不正発覚時期	平成23年8月	
不正使用経費	学内予算	
不正使用時期	平成20年度	
不正の概要	精密機器の設置に関連して発注金額を実際より高く見積もり、差額を預け金とした	
不正使用を行った研究者の所属	薬品分析化学研究室	
大学公表時期	平成24年3月21日	
<不正事例③>		
区分	内容	
不正発覚時期	平成23年8月	
不正使用経費	学内予算	
不正使用時期	平成20年度	
不正の概要	取引業者への預け金	
不正使用を行った研究者の所属	生化学研究室	
大学公表時期	平成24年3月21日	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料（平成24年3月16日）による。
なお、交付金額には、間接経費は含まない。

事例表Ⅱ-1-(2)-ア-⑥ 内部監査を発端として発覚した科研費の不正使用事例

大学名	採択件数	交付金額
兵庫医科大学	17 件	21,400 千円
<p>(事例内容)</p> <p>【発覚年月】平成23年12月～24年3月（内部監査結果）</p> <p>【文部科学省等への報告】なし</p> <p>【不正使用の形態】科研費交付前の研究業務に対し、交付後の科研費を支出</p> <p>【概要】</p> <p>平成23年度の内部監査の実施状況及びその後の対応状況を調査したところ、内部監査室では、内部監査の結果、1研究課題において不正使用（科研費の交付決定以前から事業者が発注していた業務に対し、当該科研費の使用可能期間から業務の提供が開始されたとする実態と異なる契約書を作成し、当該科研費による支出を行っているもの）が認められたとして、平成24年5月、最高管理責任者である理事長及び統括管理責任者である学長に対し報告している。</p> <p>しかし、同大学では、これを受けて、①「兵庫医科大学における研究活動に係る不正行為に関する取扱規程」により、不正行為及び不正行為と疑われる状況が生じた場合に設置することとされる調査委員会の設置や調査の実施、②文部科学省及び学振への報告、③「学校法人兵庫医科大学懲戒規程」に基づく処分等を実施していない。これについて、「各部署においては通常業務等に忙殺されて、本件に関する連絡、調整が行われず、結果として先送りされた状態となり、調査委員会等の設置が遅れていた。」としている。</p> <p>このため、事例が発覚して1年6か月経過しているが、文部科学省等交付機関に対する報告がまだ行われていない。</p>		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料（平成24年3月16日）による。
 なお、交付金額には、間接経費は含まない。

事例表Ⅱ-1-(2)-ア-⑦ 内部監査における指摘事項について改善されていないなどの事例

大学名	採択件数	交付金額
和歌山県立医科大学	165 件	208,200 千円
<p>(事例 1)</p> <p>平成 23 年度の内部監査において、「研究費の執行状況について、数人の研究者において、研究費の 90%以上を学会等の参加費や参加旅費、また学会会費に使用していた。・(略)・研究目的の達成への影響など、事情を聞いて説明責任が果たせるように指導されたい。」と指摘を受けた研究課題 3 課題について、当省が研究経費に関する研究計画と実績の乖離状況を調査したところ、以下のような状況がみられた。</p> <p>当該 3 課題のうち 2 課題については、いずれも分子生物学上の研究手法として計画されたもので、通常、実験には多種・多量の試薬を必要とする分野の研究課題であるが、次のとおり、収支簿によると、計画と実績との著しい乖離が認められる。</p> <p>① 研究計画調書において、いずれも計画経費の約 8 割を計上していた薬品等実験用機器・資材について、支出額は、それぞれ支出額全体の 2.7%、18.0%にとどまっている。</p> <p>② 支出額全体のそれぞれ 65.5%、55.5%が学会、研究会への旅費、会費等に充てられている。</p> <p>これについて、大学では「内部監査の指摘を受けて、翌年度の科研費説明会において、研究計画との乖離がみられる場合は十分な説明責任が果たせるようにしておくよう、一般論として、口頭で注意喚起した」としているが、当該研究課題の研究代表者に事情を聞くなど個別の具体的措置は講じられていない。</p>		
大学名	採択件数	交付金額
九州歯科大学	67 件	101,090 千円
<p>(事例 2)</p> <p>九州歯科大学では、平成 23 年度の内部監査について、監査人（3 人）が平成 23 年 12 月 20 日に 6 研究課題に係る監査を実施し、翌日（21 日）に結果報告書を作成、学長に報告している。</p> <p>監査の内容は、抽出した課題に係る支出証拠書類、出勤簿、旅行命令簿等を会議室に集め、監査人が担当する課題ごと（1 人当たり 2 課題）について確認等を行っている。しかし、全て書類上の調査である通常監査のみを実施しており、実際の科研費使用状況や納品の状況等、事実関係の厳密な確認などを含めた、徹底的な監査である特別監査は行っていない。</p> <p>また、監査結果をみると、「おおむね適正に執行されていると認められた」としているが、「改善の必要がある場合の案」においては「研究に関する物品購入でその研究に必要なものの説明が判断できない（研究費の約半分がパソコン関連に使用され、汎用性の観点から検討を）」といった記述がみられた。この「場合の案」と表現したことについて、大学は、はっきりと悪いとは言えない事項であるため、そのような曖昧な記述となったとしている。</p>		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料（平成 24 年 3 月 16 日）による。
なお、交付金額には、間接経費は含まない。

事例表Ⅱ-1-(2)-イ-① ガイドライン現地調査及び科研費実地検査において、指摘を受けたと認識している大学における主な指摘事項

主な指摘事項	指摘を受けたと認識している大学及び指摘内容
不正防止計画が未策定	旭川医科大学 (H21. 11 現地調査)
	上智大学 (H20. 10 現地調査)
	明治大学 (H20. 10 現地調査)
	金沢医科大学 (H20. 12 現地調査)
	鳥取大学 (H21. 3 現地調査)
	九州工業大学 (H21. 11 現地調査)
	福岡大学 (H24. 11 科研費実地検査)
発注・検収業務について、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムの整備(事務局関与の徹底等)	酪農学園大学 (H20. 7 現地調査)：不正防止のための体制整備と責任体系の明文化、検収作業の仕組みを確立すること
	東京農工大学 (H20. 6 現地調査、科研費実地検査)：立替払の検収を行うこと
	東京農工大学 (H22. 7 現地調査)：教員発注状況をモニタリングする機能をしっかり持つこと
	横浜市立大学 (H20. 7 現地調査、科研費実地検査)：生協で購入した1万円未満の物品について、第三者による検収を義務付けるか、売上伝票の確認を定期的に行う等の対応を図ること
	上智大学 (H20. 10 現地調査)：研究者発注・検収については不正発生リスクが高いため、実態把握をした上で対策を検討すること
	法政大学 (H20. 9 現地調査、科研費実地検査)：3,000円未満の物品について検収対象外となっているが、それらの物品への牽制方法を検討すること (H21. 12 現地調査)：同上 (H23. 11 科研費実地検査)：同上
	千葉工業大学 (H21. 12 現地調査)：発注と検収を研究者だけで行わない方がよい。特に検収は事務方が行うこと
	明治大学 (H20. 10 現地調査)：書籍を除く3万円未満の物品について、事務局による検収が実施されていないため、改善を検討すること (H23. 11 科研費実地検査)：現状では、半分以上の物品が検収されておらず、全品検収について検討すること
	金沢医科大学 (H20. 12 現地調査)：専任の検収職員を配置する、サンプリング方式で抜き打ち検査を実施する、部門職員に検収をさせるのであれば、その責任と権限を明確化させる等、検収体制を整備すること

和歌山県立医科大学 (H22.6 現地調査)：研究者に業者選定が任されていることから、早急に業者牽制の施策を構築し実施すること
京都薬科大学 (H23.10 科研費実地検査)：発注から納品検収までのシステムを早急に改善すること
兵庫医科大学 (H22.9 科研費実地検査)：立替払時の事務担当者による検収を行うこと
高知工科大学 (H23.1 科研費実地検査)：5万円未満は第三者による納品確認を省略しているが、その割合が全体件数の80%を超えており、大きなリスクがある運用といえる。適宜モニタリングを実施して取引内容に留意すること
福岡大学 (H24.11 科研費実地検査)：検収業務について、検収センターなどを設けることが難しければ、間接経費を使って既存の事務室に検収担当職員を増員の検討すること、リアルタイムな検収が行われていないため、検収現場を視察すること

(注) 当省の調査結果による。

事例表Ⅱ-1-(2)-イ-② ガイドライン現地調査において大学が指摘と認識している事項について
改善されていない、又は改善が不十分な事例

大学名	採択件数	交付金額
酪農学園大学	24件	33,000千円
<p>(事例1)</p> <p>平成23年12月の現地調査において、次の2件が未改善となっているが、いずれも引き続き検討を行っているもの。</p> <p>[未改善となっている事項]</p> <p>① 旅費について、実際に業務をしたか否かの確認が今後必要</p> <p>② 謝金について、出勤簿の管理の仕方について要検討</p>		
大学名	採択件数	交付金額
北海道医療大学	80件	127,570千円
<p>(事例2)</p> <p>平成20年7月の現地調査において、「不正要因の把握及び防止計画は実情にあったものを作成し改善を続ける必要性」を指摘されているが、これについて同大学では「平成23年7月に作成したが、より実情に則した内容に見直すこと、不正防止の計画立案とリスクによる対応の優先度を今後の課題」としている。</p> <p>また、平成23年12月の現地調査において、「業者の集中は、不正の温床になりやすい状況なので「発注のルール」を設けることも有効」、「アルバイト等の補助員がいる場合、勤務実態の確認方法について検討を要する。」と指摘されているが、これについて同大学では「発注権限を研究者に持たせているので、その状況で事務の関与できる方法を検討する。周知が整い次第、一部の発注については事務経由の体制とすることも検討する。」「従来から出勤表は本人に持参してもらうことを基本としている。現状はそれ以上の対応は取れていない。」としている。</p>		
大学名	採択件数	交付金額
都留文科大学	10件	21,900千円
<p>(事例3)</p> <p>平成23年10月の現地調査において、「①どんなことがあった時にどんな流れで対応するか、体制をあらかじめ定めておくこと、②研究費に関する相談・告発の窓口をホームページ等で公開し、研究者だけではなく、学生や外部へも周知することも重要。相談窓口があることを知らなかったため、文科省や、最悪の場合マスコミにリークされる場合もある。また、相談者・告発者の扱いについても定めておくこと、③小規模大学なので、諸問題をその都度、常任理事会等で協議してきたが、どのような問題の時にどの会議に出すか、それ以外の場合はどう対応するか、ということを決めること」等を指摘されているが、これについて同大学では「①体制整備は進んでいない、②研究費のページは検討・作成中、③規程の見直しも徐々に行っているが、事務担当者の経験不足（2年目）及び一人体制であることから、体制整備や規程改正になかなか手が回らない。」としている。</p>		

大学名	採択件数	交付金額
上智大学	129 件	200,770 千円

(事例4)

平成20年10月の現地調査において、「出張報告書の形骸化防止と出張事実の明確化が必要」と指摘されているが、これについて同大学では「平成25(2013)年度からの実施へ向け検討中」としている。

また、平成23年6月の現地調査において、「不正使用の中でも預け金は非効率な研究費執行の把握で見抜けることがあり、対象を限定した取引情報の集約等を検討して欲しい」と指摘されているが、これについて同大学では「全品検品体制の導入に伴い、その実効性を担保するため取引情報を精査し、対象を限定した取引情報の集約及び業者への問合せ方策についても検討中(業者の受注データとの突合等を検討中)」としている。

大学名	採択件数	交付金額
法政大学	166 件	325,700 千円

(事例5)

平成21年12月の現地調査において、「①WEB購買システムの利用を義務化することはできないか、②書面以外の勤務実態の把握方法について検討してはどうか」と指摘されているが、これについて同大学では「①実現可能性を検討したが、現在のWEB購買システムで購入できるものは特定の物品(書籍・消耗品等)に限られており、またそれらについても、専門書籍や稀観本、実験消耗品等特定の業者でしか取り扱えない物品がある。すべての研究者に本システムの利用を義務化することは難しいと考える、②実効性のある方法を検討中である」としている。

また、平成23年11月の現地調査において、「教員の発注状況について事務で把握しておく必要があるのではないか」と指摘されているが、これについて同大学では「過去の経緯を踏まえ、発注システムの導入等について検討中である。」としている。

大学名	採択件数	交付金額
愛知学院大学	70 件	122,900 千円

(事例6)

平成23年7月の現地調査において、次の2件が未改善となっているが、いずれも引き続き検討を行っているもの。

[未改善となっている事項]

- ① 規則、マニュアルのルール整備が不十分である。
- ② 年度初めは大学が立て替えることを検討するか、又は預け金等をしないように不正防止対策をした方がよい。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料(平成24年3月16日)による。
なお、交付金額には、間接経費は含まない。

事例表Ⅱ-1-(2)-イ-③ チェックリストの評点と実際の実施内容が乖離していた事例

大学名	採択件数	交付金額
玉川大学	57 件	168,750 千円
<p>(事例1)</p> <p>チェックリストにおける評価項目 20 項目中 18 項目において、成熟度を「4」、「5」としているが、実際の実施内容はそこまで至らず、乖離している状況がみられる。例えば、「5 研究費のモニタリング事項」の④について、成熟度は5「内部監査部署を機関の長の直轄組織として位置づける」と評価しているが、監査担当の教育環境コンプライアンス課は教育企画部の一組織であり、学長の直轄機関となっていないため、「5」は不適当である。同大学は、乖離している理由について、成熟度が低いと、大学全体の評価が低くなると考え、若干高めにしているとしている。</p>		
大学名	採択件数	交付金額
九州歯科大学	67 件	101,090 千円
<p>(事例2)</p> <p>チェックリストにおけるチェック項目と評価項目を1から順に見て行き、該当する評価項目(成熟度)があれば、その評価としている。例えば、成熟度4の内容に少しでも対応できていると思われれば、又は、当てはまる文言が一つでもあれば、仮に成熟度3の一部の内容ができていなくても、成熟度4に該当する旨を報告している。このような認識があるため、九州歯科大学におけるチェックリストの評価と実際の実施内容について、以下のような乖離がみられる。</p> <p>ア 項目番号1-①について成熟度5と評価</p> <p>項目番号1-①の「研究費不正の問題は、機関全体、さらには広く研究活動に携わる全ての者に深刻な影響を及ぼすものであることを、研究者に認識させるための実施を行っていますか」とのチェック項目に対して、成熟度5(「研究費不正の重大さを研究者が理解しているか確認し、理解度が不十分な場合には、その向上のための実施を行っている。その実施によって、機関に所属する全ての研究者が、研究費不正の重大さについて認識を共有している」と評価している。</p> <p>しかし、理解度を確認するためのアンケート調査を実施していないことから、成熟度は3とすることが妥当と考えられる。これについて同大学では、全ての研究者が認識を共有していると判断し、成熟度5と評価したとしている。</p> <p>イ 項目番号5-①・②について成熟度4と評価</p> <p>項目番号5-①・②のモニタリングに関するチェック項目に対して、成熟度4(「支出を担当する部署と研究活動の支援を担当する部署が連携をとりながら、研究費の執行に関するモニタリングを行っていることに加え、内部監査において、定期的に支出内容の妥当性について検証している」、「担当部署とは独立した別の組織(内部監査部署等)がモニタリングをする仕組みが出来ており、その結果は最高管理責任者に報告されていることに加え、モニタリング結果について、担当部署を含む関係部署と情報共有をし、問題があった場合には具体的な改善への実施を行う体制となっている」と評価している。</p> <p>しかし、同大学は平成24年度までモニタリングを実施していないことから、成熟度は1又は2とすることが妥当と考えられる。これについて同大学では、①は、内部監査において、定期的に支出内容の妥当性について検証している、②は、内部監査とモニタリングは同じの認識をもっていること、監査結果については他の班に情報を提供していると判断し、成熟度4と評価したとしている。</p>		

(注) 1 当省調査結果による。

2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料(平成24年3月16日)による。
 なお、交付金額には、間接経費は含まない。

事例表Ⅱ-1-(2)-イ-④ 科研費実地検査において大学が指摘と認識している事項について改善されていない、又は改善が不十分な事例

大学名	採択件数	交付金額
室蘭工業大学	63件	74,300千円
<p>(事例1)</p> <p>平成23年8月の科研費実地検査において「検収時には大学の検収印を押印するべきではないか。」と指摘されたが、これについて同大学では「研究費の不正使用防止等の対応マニュアル」により、契約室職員及び納入先役職員がそれぞれ納品書に押印した後に検収印を押印することとなっていること及び担当者別の検収印を作成した際、数年で担当者が異動になることを考慮して現体制どおり」としている。</p>		
大学名	採択件数	交付金額
都留文科大学	10件	21,900千円
<p>(事例2)</p> <p>平成23年10月の科研費実地検査において「不正発生要因の把握に関し、件数が少なく、個々に対応している事柄に関しても、ルールの明文化は必要。」と指摘されたが、これについて同大学では「ルールの明文化もすぐには進められないが、個々の対応について蓄積している。」としている。</p>		
大学名	採択件数	交付金額
明治大学	240件	379,456千円
<p>(事例3)</p> <p>平成23年11月の科研費実地検査において、「①謝金については、日々の勤務実態の確認体制を強化することで、カラ謝金の防止となるので、けん制できる取組みを検討して頂きたい、②コピーカードについては、使い残しがあれば返金対象となるので、証憑書類を検討して頂きたい。」と指摘されているが、これについて同大学では「①本学における謝金・人件費、旅費の処理における問題点を関係部署と共有している段階であり、今後の見直しの方針を検討中、②平成25年度からコピーカードについては使用済みのコピーカードの提出を義務付けることを検討中」としている。</p>		
大学名	採択件数	交付金額
金沢医科大学	75件	131,400千円
<p>(事例4)</p> <p>平成20年12月の科研費実地検査において、「作業従事者の本人確認は、事務局が行う。伝票等の受け渡しについては、部門事務員が行うのではなく作業従事者本人が行った方がよい。また、支払は現金ではなく振込が望ましい。」と指摘されているが、これについて同大学では「作業従事者の本人確認は事務局が行うことが改善されておらず、平成25年度からの実施について方法を検討中」としている。</p>		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料（平成24年3月16日）による。
なお、交付金額には、間接経費は含まない。